

平成18年5月25日法務大臣認可
日本司法支援センター

(変更) 平成19年 3月19日法務大臣認可
(変更) 平成19年10月30日法務大臣認可
(変更) 平成20年 7月31日法務大臣認可
(変更) 平成21年 4月 2日法務大臣認可
(変更) 平成22年 2月26日法務大臣認可
(変更) 平成23年 3月 7日法務大臣認可
(変更) 平成26年 3月25日法務大臣認可
(変更) 平成28年 6月28日法務大臣認可
(変更) 平成30年 2月14日法務大臣認可
(変更) 令和 元年 9月 5日法務大臣認可
(変更) 令和 ●年 ●月 ●日法務大臣認可

国選弁護人の事務に関する契約約款

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 契約の締結に関する事項（第4条－第6条）
- 第3章 国選弁護人の候補の指名通知に関する事項（第7条・第8条）
- 第4章 センターに対する届出及び報告に関する事項（第9条－第13条）
- 第5章 報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項
 - 第1節 通則（第14条－第18条）
 - 第2節 報酬及び費用の請求に関する事項（第19条－第21条）
 - 第3節 報酬及び費用の算定及び支払に関する事項（第22条－第28条）
 - 第4節 中間払いに関する事項（第29条－第32条）
 - 第5節 謄写記録の取扱いに関する事項（第33条）
- 第6章 契約解除その他この約款に定める事項に違反した場合の措置に関する事項（第34条）
- 第7章 前章に規定する場合以外の契約を継続することが相当でない場合における措置に関する事項（第35条・第36条）
- 第8章 契約の終了に関する事項（第37条・第38条）
- 第9章 その他の事項（第39条）

附則

第1章 総則

（対象となる契約）

第1条 日本司法支援センター（以下「センター」という。）は、弁護士との間で、国選弁護人の事務の取扱いに関し、国選弁護人に支給すべき報酬及び費用がその取り扱う事件に対応して定められる契約を締結するときは、この約款による。

（定義）

第2条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国選弁護人契約弁護士 センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士をいう。
- 二 一般国選弁護人契約 センターが国選弁護人の事務の取扱いについて弁護士と締結する契約のうち、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約をいう。
- 三 一般国選弁護人契約弁護士 センターとの間で一般国選弁護人契約を締結している弁護士をいう。
- 四 普通国選弁護人契約 一般国選弁護人契約のうち、国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用が事件ごとに定められる契約をいう。
- 五 普通国選弁護人契約弁護士 センターとの間で普通国選弁護人契約を締結している弁護士をいう。
- 六 一括国選弁護人契約 一般国選弁護人契約のうち、国選弁護人の事務を取り扱う事件が即決裁判手続の申立てがされた被告事件（以下「即決申立被告事件」という。）であり、かつ、国選弁護人契約弁護士が、同一の日に、複数の即決申立被告事件について、国選弁護人の候補として指名することについての打診を受けるとともにこれらを承諾することにより、当該国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用が一括して定められる契約をいう。
- 七 一括国選弁護人契約弁護士 センターとの間で一括国選弁護人契約を締結している弁護士をいう。

八 指名通知 センターが、綜合法律支援法（平成１６年法律第７４号。以下「支援法」という。）第３０条第１項第６号イに規定する裁判所若しくは裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」という。）からの求め（以下「指名通知請求」という。）に応じ、国選弁護士契約弁護士の中から国選弁護人の候補を指名し、裁判所等に通知することをいう。

（通知等の到達に関する特則）

第３条 センターが、この約款の規定により一般国選弁護士契約弁護士に対して行う通知を、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により行ったときは、その送信日に当該通知が到達したものとみなす。ただし、送信日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、１月２日、１月３日又は１２月２９日から１２月３１日までの日に当たるときは、当該通知は、その翌日に到達したものとみなす。

２ 一般国選弁護士契約弁護士が、この約款の規定によりセンターに対して行う報告又は不服の申立てを、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により行ったときは、その送信日に当該報告又は当該不服の申立てがされたものとみなす。ただし、送信日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１月２日、１月３日又は１２月２９日から１２月３１日までの日に当たるときは、当該報告又は当該不服の申立ては、その翌日に到達したものとみなす。

第２章 契約の締結に関する事項

（申込手続）

第４条 センターと一般国選弁護士契約を締結しようとする弁護士は、所属弁護士会に対応する地方事務所に対し、契約申込書及び所属弁護士会発行の会員登録証明書（その発行日付が提出日から１か月以内のものに限る。）を提出して申込みをしなければならない。ただし、現にセンターとの間で国選付添人契約又は国選被害者参加弁護士契約を締結している弁護士については、会員登録証明書の提出を要しない。

２ 前項の契約申込書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申込みを行う弁護士（以下「申込者」という。）の氏名、生年月日、

性別及び弁護士登録番号

- 二 申込者の事務所の所在地、電話番号及びファクシミリ番号
 - 三 申込者との連絡方法（通常の場合、休日の場合及び緊急の場合）
 - 四 申込者に報酬及び費用を支払う際に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別及び口座番号
 - 五 締結を希望する契約の種類（普通国選弁護人契約のみ、一括国選弁護人契約のみ又は双方の契約の三種類のうちいずれか）
 - 六 第5条第1項各号に掲げる契約締結障害事由が無いこと
- 3 センターは、申込者の申込みが前2項の規定に従っていないときは、一定の期限を定めてその補正を求める。
- 4 センターは、申込者が前項の補正の期限を過ぎても申込みの補正に応じないときは、当該申込者と一般国選弁護人契約を締結しない。

（契約締結障害事由）

第5条 センターは、申込者に次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、当該申込者と一般国選弁護人契約を締結しない。

- 一 弁護士法（昭和24年法律第205号）第57条第1項第2号に掲げる業務の停止の期間中であるとき。
 - 二 第34条第2項第1号に掲げる措置（同号に掲げる措置に代わる第37条第4項又は第38条第2項に規定する決定を含む。）がとられ、その契約締結拒絶期間中であるとき。
- 2 センターが前項各号に掲げるいずれかの事由がある申込者との間で一般国選弁護人契約を締結したときは、当該一般国選弁護人契約は無効とする。

（諾否の回答）

第6条 センターは、第4条第1項の申込みを受けたときは、速やかに諾否を決定して申込者に通知する。

第3章 国選弁護人の候補の指名通知に関する事項

（国選弁護人の候補の指名に関する事項）

第7条 センターは、裁判所等の指名通知請求に応じて個別の事件の国選弁護人の候補を指名するときは、指名通知用名簿に登載された弁護士に対し、国選弁護人の候補として指名することについての打診（以下「指名打

診」という。)を行うものとする。

- 2 前項の指名打診は、第4条第1項の契約申込書により指定された連絡方法（第9条第1項の規定により連絡方法の変更の届出があったとき又は同条第3項の規定により変更の手続が行われたときは、変更後の連絡方法）によって行うものとする。
- 3 第1項の指名打診を受けた弁護士は、これを承諾するよう努めなければならない。

（裁判所等に対する通知に関する事項）

第8条 センターは、指名打診を受けた弁護士がこれを承諾したときは、遅滞なく、当該弁護士を国選弁護人候補として指名し、指名通知請求をした裁判所等にその旨を通知する。

- 2 センターは、前項の規定により指名通知をする弁護士が、支援法第39条第2項第2号に規定する弁護士であるときは、指名通知請求をした裁判所等にその旨を併せて通知する。
- 3 センターは、第16条の規定により指名通知をする弁護士の報酬及び費用の額が、普通国選弁護人契約が成立した場合の例により算定されるときは、遅滞なく、同条に規定する即決申立被告事件の国選弁護人を選任した裁判所に対しその旨を通知する。

第4章 センターに対する届出及び報告に関する事項

（契約申込書記載事項等の変更の届出）

第9条 一般国選弁護人契約弁護士は、第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨をセンターに届け出なければならない。

- 2 一般国選弁護人契約弁護士は、所属弁護士会を変更したときは、遅滞なく、その旨をセンターに届け出なければならない。
- 3 センターは、前2項の規定による届出がない場合においても、第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項又は所属弁護士会に変更があったことを知ったときは、これらの事項について変更の手続を行うことができる。

（選任及び解任に関する報告）

第10条 一般国選弁護人契約弁護士は、センターの指名通知により国選弁

護人に選任されたときは、遅滞なく、その旨をセンターに報告しなければならない。

- 2 一般国選弁護人契約弁護士は、センターの指名通知により国選弁護人に選任された事件について、国選弁護人を解任されたときは、遅滞なく、その旨（解任の理由が明らかにされているときは解任の理由を含む。）をセンターに報告しなければならない。

（審理の結果等に関する報告）

第11条 一般国選弁護人契約弁護士は、センターの指名通知により国選弁護人に選任された被疑事件について、被疑者（検察官が少年法（昭和23年法律第168号）第43条第1項の規定により裁判官に同法第17条第1項の措置を請求し、当該裁判官により同項第2号の観護の措置がとられた少年の被疑者を含む。以下この条、第19条第1項、第20条第1項、第24条第7項及び別表A1において同じ。）が起訴若しくは釈放（勾留の執行停止によるときを除く。以下同じ。）され又は家庭裁判所に送致されたときは、遅滞なく、その旨をセンターに報告しなければならない。

- 2 一般国選弁護人契約弁護士は、センターの指名通知により国選弁護人に選任された被告事件の審級における弁護活動が終了したときは、遅滞なく、その旨をセンターに報告しなければならない。

（裁判所等に対する協力事務等のために必要となる事項に関する報告）

第12条 センターは、訴訟費用の負担に関する判断を行う裁判所等からの求めに応じるため、又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第500条の2の規定により訴訟費用の概算額の予納をしようとする被告人若しくは被疑者のため、センターの指名通知により国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士に対し、当該選任に係る事件の訴訟費用の概算額を算定するために必要な事項の報告を求めることができる。

- 2 一般国選弁護人契約弁護士は、前項に規定する事項の報告を求められたときは、遅滞なく、当該事項をセンターに報告しなければならない。

（報告先に関する事項）

第13条 前3条に規定する報告は、国選弁護人に選任された事件について指名通知を行った地方事務所（以下「指名等事務所」という。）に対して行わなければならない。

第5章 報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項

第 1 節 通則

（報酬及び費用の算定基準）

第 14 条 この約款により国選弁護士に支給する報酬及び費用は、別紙報酬及び費用の算定基準（以下「算定基準」という。）の定めるところにより算定する。

（一括国選弁護士契約に関する報酬及び費用の算定に関する特則）

第 15 条 第 4 条第 1 項の申込みにおいて普通国選弁護士契約のみの締結を希望した弁護士が、センターから、同一の日に、複数の即決申立被告事件について指名打診を受け、これらを承諾したときは、当該承諾に係る複数の即決申立被告事件に関する報酬及び費用は、当該即決申立被告事件について一括国選弁護士契約が成立した場合の例により算定する。

（普通国選弁護士契約に関する報酬及び費用の算定に関する特則）

第 16 条 第 4 条第 1 項の申込みにおいて一括国選弁護士契約のみの締結を希望した弁護士が、センターから、一括国選弁護士契約の締結を前提に指名打診を受けてこれを承諾した複数の即決申立被告事件の 1 件についてのみ国選弁護士に選任されたときは、当該即決申立被告事件に関する報酬及び費用は、当該即決申立被告事件について普通国選弁護士契約が成立した場合の例により算定する。

（通訳人の依頼に関する事項）

第 17 条 センターは、一般国選弁護士契約弁護士が接見、打合せその他の弁護活動のために通訳を依頼するときの通訳料について、一定の基準を定める。

2 一般国選弁護士契約弁護士は、接見、打合せその他の弁護活動のために通訳人に通訳を依頼するときは、前項の基準に従って依頼をするよう努めなければならない。

3 センターは、一般国選弁護士契約弁護士が第 1 項の基準に従って通訳人に通訳を依頼することに協力する。

（期間の算定に関する事項）

第 18 条 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日は、この章の期間に算入しない。

第2節 報酬及び費用の請求に関する事項

(国選弁護人による請求に関する事項)

第19条 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士は、当該選任に係る被疑事件の被疑者が起訴若しくは釈放され又は家庭裁判所に送致された日（それ以前に当該被疑事件の国選弁護人を解任された場合にあっては当該解任の日）以後に、センターに対し、当該被疑事件の報酬及び費用を請求することができる。

2 被告人の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日以後に、センターに対し、選任に係る被告事件の報酬及び費用を請求することができる。

一 判決の宣告その他の事由により事件の審級における公判手続が終了したとき 当該終了の日

二 国選弁護人を解任されたとき（当該解任が当該解任に係る被告事件を含む被告事件の国選弁護人への選任と近接してされたときを除く。） 当該解任の日

三 選任に係る被告事件の略式命令に対する正式裁判の請求が取り下げられたとき 当該取り下げの日

四 選任に係る被告事件の上訴が取り下げられたとき 当該取り下げの日

3 一般国選弁護人契約弁護士が前2項の請求をするときは、当該請求をすることができるようになった日から14日以内に、指名等事務所に報告書を提出してしなければならない。

4 一般国選弁護人契約弁護士は、前項の期間内に限り、提出に係る報告書を補正することができる。

5 複数の被告人の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士は、審理が併合された状態で選任に係る被告事件の審級における公判手続が終了したときは、選任に係る被告事件の複数の被告人についてまとめて第2項の請求をしなければならない。

(報告書に記載すべき事項)

第20条 刑事訴訟法第37条の2、第37条の4又は第37条の5の規定により被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が報酬及び費用を請求するときは、請求の内容に応じて、前条第3項に規定する

報告書に別表 A 1 に定める事項を記載しなければならない。

- 2 刑事訴訟法第 350 条の 17 第 1 項の規定により被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が報酬及び費用を請求するときは、請求の内容に応じて、前条第 3 項に規定する報告書に別表 A 2 に定める事項を記載しなければならない。
- 3 即決被告事件（即決裁判手続により審理された被告事件をいう。以下同じ。）の国選弁護人に選任された一括国選弁護人契約弁護士又は普通国選弁護人契約弁護士が報酬及び費用を請求するときは、請求の内容に応じて、前条第 3 項に規定する報告書に別表 A 3 に定める事項を記載しなければならない。
- 4 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が報酬及び費用を請求するときは、請求の内容に応じて、前条第 3 項に規定する報告書に別表 A 4 に定める事項を記載しなければならない。
- 5 控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が報酬及び費用を請求するときは、請求の内容に応じて、前条第 3 項に規定する報告書に別表 A 5 に定める事項を記載しなければならない。
- 6 上告審（刑事訴訟規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 32 号）第 257 条に規定する上告審としての事件受理の申立てに係る手続を含む。以下同じ。）の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が報酬及び費用を請求するときに前条第 3 項に規定する報告書に記載しなければならない事項については、前項の規定を準用する。この場合において、別表 A 5 に「原審の判決手続の種類（即決被告事件、簡易裁判所事件、地方裁判所事件又は家庭裁判所事件の別）」とあるのは「第一審の判決手続の種類（即決被告事件、簡易裁判所事件、地方裁判所事件、家庭裁判所事件又は高等裁判所事件の別）」と、「控訴趣意書等」とあるのは「上告趣意書等」と、「控訴審」とあるのは「上告審」と、「控訴が」とあるのは「上告若しくは上告審としての事件受理の申立てが」と、「被告人と接見等を行うことなく控訴趣意書等を作成提出したとき（弁護人が被告人に対して接見又は打合せの申入れをしていたときを除く。）」とあるのは「被告人と連絡をとることなく上告趣意書等を作成提出したとき」と読み替えるものとする。
- 7 再審事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が報酬及

び費用を請求するときに前条第3項に規定する報告書に記載しなければならない事項については、再審事件の審級により、当該審級の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士の例による。

（疎明資料）

第21条 一般国選弁護士契約弁護士が報酬及び費用を請求するときは、請求の内容に応じて、第19条第3項に規定する報告書に別表Bに定める疎明資料を添付しなければならない。

第3節 報酬及び費用の算定及び支払に関する事項

（第19条第3項に規定する期間内に報酬及び費用が請求された場合の手続）

第22条 センターは、一般国選弁護士契約弁護士から報酬及び費用を請求されたときは、当該請求の日から7日以内に、第19条第3項の規定により提出された報告書に基づいて報酬及び費用を算定し、当該一般国選弁護士契約弁護士にその額及び内訳を通知する。

2 一般国選弁護士契約弁護士は、前項の通知を受けた日から7日以内に、センターに対し、報酬及び費用の算定に関する不服の申立てをすることができる。

3 一般国選弁護士契約弁護士は、前項の不服の申立てをするときは、指名等事務所に対し、不服の対象となる算定項目及び不服の理由を記載した書面（以下「不服申立書」という。）を提出しなければならない。

4 センターは、一般国選弁護士契約弁護士から第2項の不服の申立てを受けた場合には、報酬及び費用を再度算定し、不服の申立てを受けた日から7日以内に、当該一般国選弁護士契約弁護士に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項を通知する。

一 報酬及び費用の額を訂正すべき場合 訂正した額及び内訳

二 前号に掲げる場合以外の場合 第1項の通知に係る額及び内訳

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、センターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項又は前項に規定する期間をそれぞれ7日以内に限り延長することができる。この場合において、センターは、当該一般国選弁護士契約弁護士に対し、遅滞なく、延長する日数及び延長の理由を相当と認める方法により通知する。

6 センターは、報酬及び費用を請求した一般国選弁護士契約弁護士に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、契約申込書により指定された預金口座又は貯金口座（第9条第1項の規定により預金口座又は貯金口座を変更する旨の届出があったときは、変更後の預金口座又は貯金口座。以下「指定口座」という。）に振り込む方法により、報酬及び費用を支払う。

一 第2項の不服の申立てがなかったとき 同項の不服の申立ての期間が経過した日の属する月の翌月の20日

二 第2項の不服の申立てがあったとき 第4項の通知をした日（前項の規定により第4項に規定する期間が延長された場合には、延長後に同項の通知をした日）の属する月の翌月20日

（第19条第3項に規定する期間内に報酬及び費用の請求がされなかった場合の手続）

第23条 センターは、一般国選弁護士契約弁護士が第19条第3項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出しないときは、当該一般国選弁護士契約弁護士及び当該一般国選弁護士契約弁護士の所属弁護士会に対して、同項に規定する期間内に同項に規定する報告書の提出がないことを通知する。ただし、同項に規定する期間の経過後、センターが通知するまでの間に、当該一般国選弁護士契約弁護士から報告書の提出がされたときは、当該一般国選弁護士契約弁護士の所属弁護士会に対する通知を要しない。

2 一般国選弁護士契約弁護士は、やむを得ない事由により第19条第3項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出することができなかったことを理由として同項の期間の経過後に報酬及び費用を請求するときは、前項の通知を受けた日から7日以内に、指名等事務所に対し、当該事由を疎明する資料を添付した上で、報告書を提出して報酬及び費用を請求することができる。

3 前項の場合において、一般国選弁護士契約弁護士が第19条第3項に規定する期間の経過後、第1項の通知を受けるまでの間に、指名等事務所に報告書を提出していたときは、報告書の提出を要しない。

4 第2項の請求をした一般国選弁護士契約弁護士は、同項に規定する期間内に限り、提出に係る報告書を補正することができる。

5 センターは、やむを得ない事由により一般国選弁護士契約弁護士が第1

9 条第 3 項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出して報酬及び費用を請求をすることができなかったと認めるときは、提出に係る報告書に基づいて報酬及び費用を算定し、第 2 項の規定による請求の日から 7 日以内に、当該一般国選弁護士契約弁護士に、その額及び内訳を通知する。

6 前条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の通知に係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てについて準用する。

（第 23 条第 1 項の通知後、一般国選弁護士契約弁護士から同条第 2 項に規定する期間内に請求がない場合等の手続）

第 24 条 センターは、次の各号に掲げる場合には、一般国選弁護士契約弁護士に、算定基準第 36 条又は第 46 条（第 54 条により準用される場合を含む。以下本条において同じ。）が定めるところに従って算定した報酬及び費用の額及びその内訳を通知する。

一 一般国選弁護士契約弁護士から前条第 2 項の請求がないまま同条第 1 項の通知の日から 7 日間を経過した場合

二 一般国選弁護士契約弁護士から前条第 1 項の通知の日から 7 日以内に同条第 2 項の請求があり、かつ、当該一般国選弁護士契約弁護士がやむを得ない事由により第 19 条第 3 項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出して報酬及び費用を請求することができなかったとは認められない場合

2 センターが、前項第 2 号の規定により、算定基準第 36 条又は第 46 条が定めるところにより算定した報酬及び費用の額及び内訳を一般国選弁護士契約弁護士に通知した場合には、当該通知を受けた一般国選弁護士契約弁護士は、当該通知を受けた日から 7 日以内に、センターに対し、第 19 条第 3 項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出して報酬及び費用を請求することができなかったことに関するやむを得ない事由の有無について不服を申し立てることができる。

3 一般国選弁護士契約弁護士は、前項の不服の申立てをするときは、指名等事務所に対し、不服の理由を記載した書面を提出しなければならない。

4 センターは、一般国選弁護士契約弁護士から第 2 項の不服の申立てを受けたときは、当該不服の申立てに係るやむを得ない事由の有無を再度検討し、当該不服の申立てを受けた日から 7 日以内に、当該一般国選弁護士契約弁護士に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項を通知する。

- 一 不服の申立てをした一般国選弁護士契約弁護士が、第 19 条第 3 項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出して報酬及び費用を請求することができなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合 同項に規定する期間内に同項に規定する報告書が提出され、報酬及び費用の請求があった場合における当該一般国選弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額及び内訳
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 第 1 項の通知に係る額及び内訳
- 5 前条第 2 項の請求がないまま同条第 1 項の通知の日から 7 日間を経過した場合であって、同項の通知を受けた弁護士会が、当該通知を受けた日から 7 日以内にセンターに資料を提出し、同項の通知を受けた一般国選弁護士契約弁護士が急病又は事故により第 19 条第 3 項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出して報酬及び費用を請求することができなかったことを疎明したときは、第 1 項の規定にかかわらず、センターは、当該一般国選弁護士契約弁護士に、センターが調査したところに従い、算定基準により算定した報酬及び費用の額及び内訳を通知する。
- 6 第 22 条第 2 項から第 6 項までの規定は、第 4 項第 1 号及び前項の通知に係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てについて準用する。
- 7 普通国選弁護士契約弁護士が前条第 2 項の請求をした場合であって、やむを得ない事由により第 19 条第 3 項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出して報酬及び費用を請求することができなかったとは認められない場合において、当該普通国選弁護士契約弁護士が、選任に係る被疑事件の被疑者と接見、電話交通（音声の送受信により相互に通話することができる方法により被疑者又は被告人と打合せをすることをいう。以下同じ。）又は準接見（接見場所に出向いた普通国選弁護士契約弁護士が、当該普通国選弁護士契約弁護士の責めに帰することのできない事由により接見するに至らなかった場合をいう。以下同じ。）を行ったことを証する書面を提出したときは、第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、算定基準第 36 条第 2 項に定めるところにより当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額を算定し、当該算定に係る報酬及び費用の額及び内訳を通知する。
- 8 一般国選弁護士契約弁護士が前条第 2 項に規定する請求をした場合であって、やむを得ない事由により第 19 条第 3 項に規定する期間内に同項に規定する報告書を提出して報酬及び費用を請求することができなかったと

は認められない場合において、当該一般国選弁護士契約弁護士が、判決の宣告によって選任に係る被告事件についてその審級における手続が終了したことを証する書面（控訴審又は上告審の被告事件の国選弁護士に選任された一般国選弁護士契約弁護士にあっては、算定基準第38条第1項の控訴趣意書等（以下この約款の本則において「控訴趣意書等」という。）又は同基準第49条第1項の上告趣意書等（以下この約款の本則において「上告趣意書等」という。）を裁判所に提出したことを証する書面）を提出し、かつ同基準第17条第1項各号（控訴審において国選弁護士に選任された一般国選弁護士契約弁護士にあっては同基準第40条各号、上告審において国選弁護士に選任された一般国選弁護士契約弁護士にあっては同基準第53条各号）に掲げる事由がいずれもないと認められるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、同基準第36条第3項に定めるところにより当該一般国選弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額を算定し、当該算定に係る報酬及び費用の額及び内訳を通知する。

- 9 第1項、第4項、第5項、第7項及び第8項に規定する通知に係る額の報酬及び費用の支払については、第22条第6項の規定を準用する。

（一般国選弁護士契約弁護士が死亡により弁護活動を終了した場合の算定手続）

第25条 一般国選弁護士契約弁護士が、死亡により選任に係る事件の国選弁護士としての活動を終了したときは、第19条から前条までの規定にかかわらず、センターが調査したところに基づき、その死亡時点までの国選弁護士としての活動について算定基準の定めるところにより報酬及び費用の額を算定し、指定口座に振り込む方法により支払う。

（センターによる調査とこれに対する一般国選弁護士契約弁護士の協力）

第26条 センターは、必要に応じ、一般国選弁護士契約弁護士が提出した報告書の内容を確認するために必要な調査を行うことができる。

- 2 一般国選弁護士契約弁護士は、センターが行う調査に協力しなければならない。

（報酬及び費用に係る不服の申立てに関する原則）

第27条 この約款に特別の定めがある場合のほか、一般国選弁護士契約弁護士は、センターに対して報酬及び費用に関する不服の申立てをすることはできない。

（支援法第39条第2項第1号の報酬及び費用の額）

第28条 一般国選弁護士契約弁護士がこの約款の規定に従って報酬及び費用に関する不服の申立てをした場合には、支援法第39条第2項第1号の報酬及び費用の額は、不服の申立てを受けた後に最後にセンターが当該一般国選弁護士契約弁護士に通知した額とする。

第4節 中間払いに関する事項

(中間払いの手続等)

第29条 普通国選弁護士契約弁護士は、国選弁護士に選任されてから6か月を経過したときは、第19条第2項の規定にかかわらず、センターに対し、選任からその時点までの国選弁護士としての活動に対する報酬及び費用の中間払いを請求することができる。

2 普通国選弁護士契約弁護士が前項の中間払いの請求をするときは、指名等事務所に、第19条第3項に規定する報告書を提出してしなければならない。

3 第21条の規定は、前項の場合について準用する。

4 センターは、普通国選弁護士契約弁護士から第1項の中間払いの請求がされたときは、当該請求がされた日から7日以内に、第2項の規定により提出された報告書に基づいて報酬及び費用を算定し、当該中間払いを請求した普通国選弁護士契約弁護士にその額及び内訳を通知する。

5 普通国選弁護士契約弁護士は、前項の通知を受けた日から7日以内に、センターに対し、中間払いに係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てをすることができる。

6 普通国選弁護士契約弁護士は、前項の不服の申立てをするときは、指名等事務所に対し、不服申立書を提出しなければならない。

7 センターは、普通国選弁護士契約弁護士から第5項の不服の申立てを受けたときは、中間払いに係る報酬及び費用を再度算定し、当該不服の申立てを受けた日から7日以内に、当該普通国選弁護士契約弁護士に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を通知する。

一 報酬及び費用の額を訂正すべき場合 訂正した額及び内訳

二 前号に掲げる場合以外の場合 第4項の通知に係る額及び内訳

8 第4項及び前項の規定にかかわらず、センターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第4項又は前項に規定する期間をそれぞれ

7日以内に限り延長することができる。この場合において、センターは、当該普通国選弁護士契約弁護士に対し、遅滞なく、延長する日数及び延長の理由を相当と認める方法により通知する。

9 センターは、報酬及び費用の中間払いを請求した普通国選弁護士契約弁護士に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、指定口座に振り込む方法により、報酬及び費用の中間払いをする。

一 第5項の不服の申立てがなかったとき 同項に規定する不服の申立ての期間が経過した日の属する月の翌月20日

二 第5項の不服の申立てがあったとき 第7項の通知をした日（前項の規定により第7項に規定する期間が延長された場合には、延長後に同項の通知をした日）の属する月の翌月20日

（中間払い後の中間払い）

第30条 普通国選弁護士契約弁護士は、前条第1項の中間払いの請求を行った後更に6か月を経過したときは、第19条第2項の規定にかかわらず、センターに対し、その前に中間払いの請求をした以後の国選弁護士としての活動に対する報酬及び費用の中間払いを請求することができる。

2 前条第2項から第9項までの規定は、前項の請求について準用する。

3 前2項の規定は、3回目以降の中間払い請求について準用する。

（記録謄写費用及び通訳人費用の中間払い）

第31条 普通国選弁護士契約弁護士は、国選弁護士に選任された事件に関してセンターに請求することができる記録謄写費用及び通訳人費用の合計額が10万円を超えたときは、第19条第2項の規定にかかわらず、センターに対し、記録謄写費用及び通訳人費用の中間払いを請求することができる。

2 第29条第2項から第9項までの規定は、記録謄写費用及び通訳人費用の中間払いについて準用する。

3 前2項の規定は、第1項の中間払いの請求を行った後に、普通国選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任された事件に関してセンターに請求することができる記録謄写費用及び通訳人費用の合計額が10万円を超えた場合における記録謄写費用及び通訳人費用の中間払いの請求について準用する。

（中間払いがされている場合の支払等）

第32条 センターは、前3条の規定により普通国選弁護士契約弁護士に中

間払いをした場合には、当該普通国選弁護士契約弁護士に支払うべき報酬及び費用の総額から既に中間払いをした額を控除した残額を支払う。

- 2 前項の場合において、センターが同項の普通国選弁護士契約弁護士に事件についての最後の報酬及び費用の額及び内訳を通知するときは、中間払いの時期、中間払いをした報酬及び費用の額及び内訳を併せて通知する。

第5節 謄写記録の取扱いに関する事項

（謄写記録の取扱いに関する事項）

- 第33条 センターから記録謄写費用の支払を受けた国選弁護士契約弁護士又は謄写記録の引継ぎを受けた国選弁護士契約弁護士は、国選弁護士に選任された被告事件について解任され別の国選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任されたとき、又は国選弁護士に選任された被告事件について上訴若しくは上告審としての事件受理があり、上訴審において別の国選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任されたときは、後任の国選弁護士からの求めに応じ、謄写記録を引き継ぐよう努めなければならない。国選弁護士に選任された事件について、破棄差戻しの判決等があり、差戻審等において別の国選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任された場合も同様とする。
- 2 前項に規定する謄写記録の引継ぎを受けた国選弁護士契約弁護士は、当該謄写記録について、汚損、破損その他特段の事情がない限り、重複した謄写を避けるよう努めなければならない。

第6章 契約解除その他この約款に定める事項に違反した場合の措置に関する事項

（契約に違反した場合の措置に関する事項）

- 第34条 一般国選弁護士契約弁護士は、一般国選弁護士契約に基づき国選弁護士としての事務を取り扱うときは、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準を遵守しなければならない。
- 2 一般国選弁護士契約弁護士が一般国選弁護士契約に違反した場合の措置は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 3年以下の契約締結拒絶期間を伴う一般国選弁護士契約の解除
 - 二 2年以下の一般国選弁護士契約に基づく国選弁護人の候補としての指

名の停止

- 3 センターは、一般国選弁護士契約弁護士が次の各号に掲げるいずれかの行為をした場合であって、契約を継続することが相当でないときは、前項第1号に掲げる措置をとることができる。
 - 一 一般国選弁護士契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準に違反し、その違反の程度が重大で、一般国選弁護士契約弁護士としての職責を著しく怠る行為
 - 二 一般国選弁護士契約に定める報酬又は費用の請求において虚偽の報告を行い過大な請求をする行為
- 4 センターは、一般国選弁護士契約弁護士が次の各号に掲げるいずれかの行為をした場合であって、一定期間、一般国選弁護士契約に基づく国選弁護人の候補としての指名を停止することが相当なときは、第2項第2号に掲げる措置をとることができる。
 - 一 一般国選弁護士契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準に違反し、その違反の程度が軽微でなく、一般国選弁護士契約弁護士としての職責を怠る行為
 - 二 一般国選弁護士契約に定める義務の履行を怠り、センターの事務に著しい支障を生じさせる行為
- 5 第2項の契約上の措置は、センターからの対象となる一般国選弁護士契約弁護士に対する通知によりその効力を生ずる。
- 6 センターは、一般国選弁護士契約弁護士に対し、第2項各号に掲げる措置をとったときは、直ちに、その旨を当該一般国選弁護士契約弁護士の所属弁護士会及び関係する裁判所に通知するものとする。
- 7 一般国選弁護士契約弁護士は、センターが、当該一般国選弁護士契約弁護士に対する契約上の措置に関して、この約款その他センターにおいて定める規程に基づき、当該一般国選弁護士契約弁護士の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に、所要の通知を行い、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めること並びに関係する裁判所に所要の通知を行うことに協力しなければならず、異議を述べてはならない。

第7章 前章に規定する場合以外の契約を継続することが相当でない場合における措置に関する事項

(懲戒を理由とする措置)

第35条 センターは、一般国選弁護士契約弁護士が、弁護士法第57条第1項第2号から第4号までに掲げる業務の停止、退会命令又は除名の懲戒を受けたときは、前条第2項第1号に掲げる解除の措置をとることができる。

2 前条第5項から第7項までの規定は、前項の場合について準用する。

(心身の故障等を理由とする措置)

第36条 センターは、一般国選弁護士契約弁護士が、心身の故障その他の事由により、国選弁護士としての職務の遂行に著しい支障があるときは、契約締結拒絶期間を伴わない一般国選弁護士契約の解除の措置又は期間を定めない国選弁護人の候補としての指名の停止の措置をとることができる。

2 第34条第5項から第7項までの規定は、前項の場合について準用する。

第8章 契約の終了に関する事項

(一般国選弁護士契約弁護士による解約)

第37条 一般国選弁護士契約弁護士は、いつでも、一般国選弁護士契約を解約することができる。

2 前項の解約の時点において、一般国選弁護士契約弁護士が特定の事件の国選弁護人に選任されているときは、当該解約の効果は当該事件に関する契約関係には及ばない。ただし、当該解約の時点以後に、センターが第4項の決定をしたときは、この限りでない。

3 一般国選弁護士契約弁護士が一般国選弁護士契約を解約するときは、センターに対して解約申出書を提出しなければならない。

4 一般国選弁護士契約弁護士が一般国選弁護士契約を解約した後であっても、センターは、当該一般国選弁護士契約弁護士について、第34条第2項第1号に掲げる措置に代えて、3年以下の契約締結拒絶期間を設ける旨の決定をすることができる。

5 センターは、一般国選弁護士契約が解約されたときは、その旨を当該解約をした弁護士の所属弁護士会及び関係する裁判所に通知する。

(当然の契約終了事由)

第38条 一般国選弁護人契約は、次の各号に掲げるいずれかの事由によって終了する。

- 一 一般国選弁護人契約弁護士が死亡したとき
 - 二 一般国選弁護人契約弁護士が弁護士でなくなったとき
- 2 前項第2号に掲げる事由による契約の終了後であっても、センターは、一般国選弁護人契約弁護士について、第34条第2項第1号に掲げる措置に代えて、3年以下の契約締結拒絶期間を設ける旨の決定をすることができる。
- 3 一般国選弁護人契約が終了したときは、センターは、その旨を契約が終了した弁護士の所属弁護士会及び関係する裁判所に通知する。

第9章 その他の事項

（弁護士会及び日本弁護士連合会に対する協力）

第39条 センターは、一般国選弁護人契約弁護士の所属弁護士会又は日本弁護士連合会から、正当な理由により、一般国選弁護人契約弁護士に関する資料の提供を求められた場合において、これに応ずることが適当であると認めるときは、当該一般国選弁護人契約弁護士の所属弁護士会又は日本弁護士連合会に対し、第19条第3項の規定によりセンターに提出された報告書その他の当該一般国選弁護人契約弁護士に関する資料を提供することができる。この場合において、当該一般国選弁護人契約弁護士は、センターが行う資料の提供に協力しなければならない。

附 則

この約款は、法務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成19年3月19日法務大臣変更認可）

（施行期日）

第1条 この約款の変更は、法務大臣の認可のあった日又は平成19年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置の原則）

第2条 変更後の約款は、センターが施行期日後に指名打診を行い、これを承諾した一般国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。

- 2 国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、この約款の施行後において行う報酬及び費用の請求において、変更後の約款の適用を請求する事件については、前項の規定にかかわらず、変更後の約款を適用する。

附 則（平成１９年１０月３０日法務大臣変更認可）

（施行期日）

- 第１条 この約款の変更は、法務大臣の認可のあった日又は平成１９年１１月１日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置の原則）

- 第２条 変更後の約款は、センターが施行期日後に指名打診を行い、これを承諾した一般国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。

- 2 国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、この約款の施行後において行う報酬及び費用の請求において、変更後の約款の適用を請求する事件については、前項の規定にかかわらず、変更後の約款を適用する。

附 則（平成２０年７月３１日法務大臣変更認可）

（施行期日）

- 第１条 この約款の変更は、法務大臣の認可のあった日又は平成２０年９月１日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 第２条 変更後の約款は、センターが施行期日後に指名打診を行い、これを承諾した一般国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。

- 2 国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、この約款の施行後において行う報酬及び費用の請求において、変更後の約款の適用を請求する事件については、前項の規定にかかわらず、変更後の約款を適用する。

附 則（平成２１年４月２日法務大臣認可）

（施行期日）

- 第１条 この約款の変更は、平成２１年５月２１日から施行する。

（経過措置）

第2条 変更後の約款は、施行期日後に裁判所等からの指名通知請求があった事件及び最初に公訴の提起があった事件について適用し、その他の事件については、なお従前の例による。

第3条 国選付添人の事務に関する契約約款別紙（報酬及び費用の算定基準。以下「国選付添人算定基準」という。）第9条第2号中「同一の遠距離移動が他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件の遠距離面会等加算報酬又は第4号ウに規定する日当の対象となるときは、それぞれの事件に按分して算定するものとする。」とあるのは、同号が改正されるまでの間、「遠距離移動が手続期日に出席するための出張を兼ねるときは、遠距離面会等加算報酬及び日当のうち最も高額のもののみを支給することとし、遠距離移動が他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件の遠距離移動を兼ねるときは、本件の遠距離面会等加算報酬並びに他の事件の遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬の額は、本件の遠距離面会等加算報酬、他の事件の遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬のうち最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。」と読み替えるものとする。

第4条 国選付添人算定基準第9条第4号イ中「同一の遠距離移動が他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件における費用の対象となるときは、それぞれの事件に按分して算定するものとする。」とあるのは、同号イが改正されるまでの間、「遠距離移動が他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件の遠距離移動を兼ねるときは、本件の遠距離面会等交通費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費の額は、最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。」と読み替えるものとする。

第5条 国選付添人算定基準第9条第4号ウは、改正されるまでの間、
「ウ 手続期日に出席するための出張（手続が最寄簡裁の管轄区域以外の場所で行われるとき。ただし、手続が行われる場所が、最寄簡裁の主たる庁舎が所在する場所から直線距離で8キロメートル以内に所在するときを除く。）に該当するときに、民事訴訟費用等に関する法律第2条第4号の当事者等の例により算定（日当については移動のみに要した日に限る。）する。この場合において、手続期日に出席するための出張が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件の遠距離移動を兼ねるとき

は、本件の旅費、日当及び宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費、遠距離打合せ・協議等交通費、遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬、遠距離打合せ・協議等加算報酬、遠距離接見等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料の額は、次の①から③までに定める額とし、手続期日に出席するための出張が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件の手続期日に出席するため又は被害者参加人が参加することができる公判期日に出席するための出張を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料並びに他の事件の旅費、日当及び宿泊料は、次の④及び⑤に定める額とする。

- ① 本件の旅費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費の額 最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額
- ② 本件の日当並びに他の事件の遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬の額 最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額
- ③ 本件の宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料 そのうちの１つをそれぞれの事件に按分した額
- ④ 本件の旅費及び他の事件の旅費 最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額
- ⑤ 本件の日当及び宿泊料並びに他の事件の日当及び宿泊料 そのうちの１つをそれぞれの事件に按分した額」と読み替えるものとする。

附 則（平成２２年２月２６日法務大臣変更認可）

（施行期日）

第１条 この約款の変更は、平成２２年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 変更後の約款は、施行期日後に裁判所等からの指名通知請求があった事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。

附 則（平成２３年３月７日法務大臣変更認可）

（施行期日）

第１条 この約款の変更は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

第2条 変更後の約款は、施行期日後に裁判所等からの指名通知請求があった事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月25日法務大臣変更認可）
この約款の変更は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月28日法務大臣変更認可）
この約款の変更は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成30年2月14日法務大臣変更認可）
（施行期日）

第1条 この約款の変更は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第20条第2項、本則別表A1に4-2を加える部分、同A4、同A5に5-2を加える部分、同Bに2-2を加える部分、算定基準第9条、同第10条第1項第1号、同条第2項、同第11条、同第12条第2項、同条第3項、同第13条、同第29条の2を加える部分、同第44条の2を加える部分、同第48条、同第52条の2を加える部分及び同別表B2の変更は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第2条 変更後の約款は、施行期日後に裁判所等からの指名通知請求があった事件及び最初に公訴の提起があった事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月5日法務大臣変更認可）
（施行期日）

第1条 この約款の変更は、令和元年10月1日から施行する。ただし、算定基準第1条の2の変更は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の施行の日から施行する。

（消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う報酬の額の調整の変更に伴う

経過措置)

第2条 変更後の算定基準第1条の2は、この約款に基づく報酬及び費用の請求が可能となった日（中間払いの請求については請求のための報告書の提出日）が前条ただし書の施行日以後となる事件について適用し、その余の事件については、変更前の算定基準第1条の2を適用する。

附 則（令和●年●月●日法務大臣変更認可）

（施行期日）

第1条 この約款の変更は、令和●年●月●日から施行する。ただし、変更後の算定基準第11条第3項及び第47条の規定並びに変更後の同基準別表G2の4の項の規定並びに附則第4条第1項から第4項までの規定は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。附則第4条において「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第2条 変更後の約款は、この附則に特別の定めがある場合を除き、施行期日後に裁判所等からの指名通知請求があった事件及び最初に公訴の提起があった事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。

（届出に関する経過措置）

第3条 変更後の約款の施行期日前に変更前の第13条第1項又は第2項の規定により行われた届出は、それぞれ第9条第1項又は第2項の規定により行われた届出とみなす。

（拘禁刑に関する経過措置）

第4条 刑法等一部改正法の施行前にした行為に係る罪に関しては、変更後の算定基準第11条第3項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪とみなす。

2 原判決の宣告刑が死刑又は無期の懲役の事件に関しては、変更後の算定基準第47条において読み替えて準用する同基準第31条第4項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、原判決の宣告刑が死刑又は無期の懲役の事件は原判決の宣告刑が死刑又は無期拘禁刑の事件とみなす。

3 原審の判決の内容が死刑又は無期の懲役の事件に関しては、変更後の算定基準第54条において読み替えて準用する変更後の同基準第47条にお

いて読み替えて準用する同基準第31条第4項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、原審の判決の内容が死刑又は無期の懲役の事件は原審の判決の内容が死刑又は無期拘禁刑の事件とみなす。

4 刑法等一部改正法の施行前にした行為に係る罪に関しては、変更後の算定基準別表G2の4の項の規定の適用については、無期又は短期1年以上の懲役又は禁錮の定めがある罪はそれぞれ無期又は短期1年以上の拘禁刑の定めがある罪とみなす。

5 変更後の約款の施行の日から刑法等一部改正法の施行の日の前日までの間における変更後の算定基準別表G2の3-2の項の規定の適用については、同項中「無期拘禁刑」とあるのは、「無期の懲役若しくは禁錮」とする。刑法等一部改正法の施行の日後における刑法等一部改正法の施行の日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。

本則別表A1

番号	請求する報酬及び費用	報告書に記載すべき事項
1	報酬及び費用	(1) 被疑者の氏名 (2) 被疑罪名 (3) 接見、電話交通又は準接見をしたときは、これらの別、日時及び場所 (4) 被疑者が起訴若しくは釈放され又は家庭裁判所に送致された日 (5) 勾留の執行停止がされたときは、その決定の日及び期間 (6) 被疑者が鑑定のために留置されているときは、鑑定のために留置されている期間 (7) 検察官が少年法第43条第1項の規定により裁判官に同法第17条第1項の措置を請求し、当該裁判官により同項第2号の観護の措置がとられた少年又は勾留された少年の被疑事件(以下「家裁送致前少年被疑事件」という。)の国選弁護人に選任され、当該少年が家庭裁判所に送致され、家庭裁判所により検察官に送致された後、当該少年の被疑事件(以下「検察官送致後少年被疑事件」という。)の国選弁護人に選任された場合は、家裁送致前少年被疑事件及び検察官送致後少年被疑事件の各時期における当該少年の被疑者と接見、電話交通又は準接見をした日時及び場所 (8) 被疑者が日本語に通じない場合で、被疑者との接見、打合せその他の弁護活動に通訳人を要したときは、その旨 (9) その他報酬及び費用の請求に必要な事項
2	算定基準第25条の2第1項に規定する第1回公判期日前の証人尋問等期日加算報酬(以下この約款の本則において「第1回公判期日前の証人尋問等期日加算報酬」という。)	当該報酬を請求する旨、出頭した第1回公判期日前の証人尋問等期日(刑事訴訟法第226条及び第227条第1項の請求に係る証人尋問の期日、同法第179条第1項の請求に係る証拠保全の期日並びに同法第82条第1項及び第2項の請求に係る勾留理由開示の期日(同法第207条第1項により被疑者の勾留に準用される場合及び同法第167条第5項により鑑定留置に準用される場合を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の種類及び日

3	算定基準第27条第1項に規定する遠距離接見等加算報酬(以下この約款の本則において「遠距離接見等加算報酬」という。)及び同基準第32条第1項に規定する遠距離接見等交通費(以下この約款の本則において「遠距離接見等交通費」という。)及び同条第3項に規定する遠距離接見等宿泊料(以下この約款の本則において「遠距離接見等宿泊料」という。)	(1) 遠距離接見等加算報酬、遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料を請求する旨、遠距離移動(算定基準第27条第1項に規定する遠距離移動をいう。以下この約款の本則において同じ。)を行った日、遠距離移動の目的、目的地の場所、遠距離移動の行程、経路及び方法並びに宿泊した地 (2) 遠距離移動が、選任に係る事件の手続期日等(算定基準第27条第1項に規定する手続期日等をいう。以下この約款の本則において同じ。)への出頭のための移動を兼ねるとき又は他の国選弁護事件、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の報酬若しくは費用の支給対象となるときは、その旨
4	算定基準第29条に規定する特別案件加算報酬(以下この約款の本則において「特別案件加算報酬」という。)	当該報酬を請求する旨
4-2	算定基準第29条の2に規定する合意制度加算報酬(以下この約款の本則において「合意制度加算報酬」という。)	当該報酬を請求する旨
5	算定基準第30条第1項に規定する特別成果加算報酬のうち、同基準別表G1番号1、1-2又は2に掲げるもの	当該報酬を請求する旨、準抗告又は勾留取消しの申立ての日及び被疑者が釈放された日
6	算定基準第30条第1項に規定する特別成果加算報酬のうち、同基準別表G1番号3から6までに掲げるもの	当該報酬を請求する旨及び算定基準別表G1番号3から6までの成果の欄に掲げる成果(複数の成果があるときはそのすべて)の内容
7	算定基準第33条第1項から第3項までに規定する旅費、日当及び宿泊料(以下この約款の本則において「手続期日等への出頭のための旅費、日当及び宿泊料」という。)	(1) 当該費用を請求する旨、手続期日等の種類及び日、手続期日等が行われた場所、旅費の額、出頭のための移動の行程、経路及び方法並びに宿泊した地 (2) 出張(算定基準第27条第1項に規定する出張をいう。以下この約款の本則において同じ。)が、選任に係る事件の遠距離移動を兼ねるとき又は他の国選弁護事件、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の報酬若しくは費用の支給対象となるときは、その旨
8	算定基準第34条第1項に規定する通訳人費用(以下この約款の本則において「通訳人費用」という。)	当該費用を請求する旨、通訳人の氏名及び住所、通訳を受けた日時、場所及び時間
9	算定基準第35条第1項に規定する訴訟準備費用(以下この約款の本則において「被疑者訴訟準備費用」という。)	当該費用を請求する旨

本則別表A2

番号	請求する報酬及び費用	報告書に記載すべき事項
1	報酬及び費用	(1) 被疑者の氏名
		(2) 被疑罪名
		(3) 被疑者が起訴又は釈放された日
		(4) 被疑者が起訴又は釈放される前に被疑者と接見又は打合せをしたときは、その日時及び場所
		(5) 被疑者が起訴又は釈放される前に被疑者と接見及び打合せをしなかった場合で、被疑者と電話交通を行ったときは、その日時及び場所
		(6) 被疑者が日本語に通じない場合で、被疑者との接見、打合せその他の弁護活動に通訳人を要したときは、その旨
		(7) その他報酬及び費用の請求に必要な事項
2	遠距離接見等加算報酬、遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料	(1) 遠距離接見等加算報酬、遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料を請求する旨、遠距離移動を行った日、遠距離移動の目的、目的地の場所、遠距離移動の行程、経路及び方法並びに宿泊した地
		(2) 遠距離移動が、選任に係る事件の手続期日等への出頭のための移動を兼ねるとき又は他の国選弁護事件、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の報酬若しくは費用の支給対象となるときは、その旨
3	手続期日等への出頭のための旅費、日当及び宿泊料	(1) 当該費用を請求する旨、手続期日等の種類及び日、手続期日等が行われた場所、旅費の額、出頭のための移動の行程、経路及び方法並びに宿泊した地
		(2) 出張が、選任に係る事件の遠距離移動を兼ねるとき又は他の国選弁護事件、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の報酬若しくは費用の支給対象となるときは、その旨
4	通訳人費用	当該費用を請求する旨、通訳人の氏名及び住所、通訳を受けた日時、場所及び時間
5	被疑者訴訟準備費用	当該費用を請求する旨

本則別表A3

番号	請求する報酬及び費用	報告書に記載すべき事項
1	報酬及び費用	(1) 事件番号及び被告人の氏名
		(2) 公訴事実(複数の公訴事実が併合審理された場合には各公訴事実)の罪名及び罰条
		(3) 判決の宣告により事件の審級における公判手続が終了したときは、判決主文の内容
		(4) 判決の宣告以外の事由により手続が終了したときはその終了原因事由
		(5) 手続期日(公判、公判準備その他の裁判手続が行われた期日のうち、第1回公判期日前の証人尋問等期日以外のものをいう。以下同じ。)のうち、実質審理(弁論又は証拠調べが行われた審理をいう。以下同じ。)が行われた期日(以下「実質公判期日」という。)
		(6) 判決宣告期日等(手続期日のうち、第1回公判期日以外のもので、実質公判期日に該当しないものをいう。)に出頭したときは、その日
		(7) 第1回公判期日までに記録の閲覧及び謄写をしなかった被告事件があるとき又は第1回公判期日の前日までに被告人との接見、電話交通及び打合せ(以下「接見等」という。)を行うことなく第1回公判期日に立ち会った被告事件があるとき(接見等を行わなかった場合であって、接見若しくは打合せの申入れを行ったとき又は起訴前に国選弁護人として接見、電話交通若しくは打合せを行ったときを除く。)は、その旨及びその被告事件の事件番号、被告人の氏名その他その被告事件を特定するに足りる事項
		(8) 第1回公判期日の前に解任された国選弁護人が、公訴の提起後に被告人と接見、電話交通若しくは打合せを行ったとき、又は記録の閲覧若しくは謄写を行ったときは、その旨
		(9) 第1回公判期日の前に解任された国選弁護人が、公訴の提起後に被告人と接見等を行わず、記録の閲覧及び謄写をしなかった場合であって、公訴の提起後解任までの間に被告人に対する接見若しくは打合せの申し入れをしていたとき又は裁判所への意見書等の提出を行ったときは、その旨
		(10) その他報酬及び費用の請求に必要な事項

2	遠距離接見等加算報酬、遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料	(1) 遠距離接見等加算報酬、遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料を請求する旨、遠距離移動を行った日、遠距離移動の目的、目的地の場所、遠距離移動の行程、経路及び方法並びに宿泊した地 (2) 遠距離移動が、選任に係る事件の手續期日等への出頭のための移動を兼ねるとき又は他の国選弁護事件、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の報酬若しくは費用の支給対象となるときは、その旨
3	算定基準第31条第1項に規定する記録謄写費用	当該費用を請求する旨、謄写枚数及び記録と謄写の種類(カラーか否かの別)
4	算定基準第31条第8項に規定する記録謄写費用	当該費用を請求する旨及び複製した記録の名称及び数量
5	算定基準第31条第9項に規定する記録謄写費用	算定基準第31条第9項に規定する事由及び謄写枚数
6	手續期日等への出頭のための旅費、日当及び宿泊料	(1) 当該費用を請求する旨、手續期日等の種類及び日、手續期日等が行われた場所、旅費の額、出頭のための移動の行程、経路及び方法並びに宿泊した地 (2) 出張が、選任に係る事件の遠距離移動を兼ねるとき又は他の国選弁護事件、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の報酬若しくは費用の支給対象となるときは、その旨
7	通訳人費用	当該費用を請求する旨、通訳人の氏名及び住所、通訳を受けた日時、場所及び時間
8	算定基準第35条第2項に規定する訴訟準備費用(以下この約款の本則において「被告人訴訟準備費用」という。)	当該費用を請求する旨

本則別表A4

番号	請求する報酬及び費用	報告書に記載すべき事項
1	報酬及び費用	(1) 国選弁護人に選任された被告事件が係属する裁判所 (2) 国選弁護人に選任された事件が再審事件であるときは、その旨 (3) 事件番号及び被告人の氏名 (4) 公訴事実(複数の公訴事実が併合審理された場合には各公訴事実)の罪名及び罰条 (5) 国選弁護人に選任された被告事件が合議体で審理及び裁判する旨の決定がなされたときは、その旨 (6) 国選弁護人に選任された被告事件が裁判員裁判事件(算定基準第11条第4項に規定する裁判員裁判事件をいう。以下この約款の本則において同じ。)であるときは、その旨、合議体の構成及び他の国選弁護人の有無 (7) 判決の宣告により事件の審級における公判手続が終了したときは、判決主文の内容 (8) 判決の宣告以外の事由により手続が終了したときはその終了原因事由 (9) 複数の被告人に1人の国選弁護人が選任されたときは、審理の併合・分離に関する審理経過 (10) 事件が公判前整理手続に付されたときは、その旨 (11) 事件が期日間整理手続に付されたときは、その旨及び期日間整理手続に付された日 (12) 実質公判期日の日 (13) 実質公判期日の各立会時間(昼の休廷時間その他在廷の必要のない休廷時間を除き、裁判員裁判事件において、評議の間、国選弁護人が在廷を命じられて在廷し、その時間が1時間30分未満であった場合の当該在廷の時間を含む。以下同じ。) (14) 公判前整理手続期日(刑事訴訟規則(昭和23年最高裁判所規則第32号)第178条の16第1項に規定する打合せの期日を含む。以下同じ。)又は期日間整理手続期日(第1回公判期日後に同項に規定する打合せに準じて行われる打合せの期日を含む。以下同じ。)に出頭したときは、その日

		(15) 判決宣告期日等(手続期日のうち、第一審の被告事件における第1回公判期日以外のもので、実質公判期日、公判前整理手続期日、期日間整理手続期日及び裁判員等選任手続の期日のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。)に出頭したときは、その日
		(16) 国選弁護人に選任された被告事件が裁判員裁判事件であるときで、公判期日において評議の間在廷を命ぜられ、当該在廷の時間が1時間30分以上であったときはその旨及び当該在廷の回数
		(17) 国選弁護人に選任された被告事件が裁判員裁判事件であるときで、主任弁護人を務めたときは、その旨
		(18) 国選弁護人に選任された被告事件において、追加して公訴が提起されたとき(当該被告事件が盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律(昭和5年法律第9号)第2条から第4条までに規定する罪に係る被告事件で、更に同条に規定する罪に係る訴因が追加されたときを含む。)は、その旨及び追加して公訴が提起された回数
		(19) 第1回公判期日の前に解任された普通国選弁護人契約弁護士、第1回公判期日の前に公訴棄却の判決若しくは決定があったことにより活動を終了した普通国選弁護人契約弁護士又は第1回公判期日の前に略式命令に対する正式裁判の請求が取り下げられたことにより活動を終了した普通国選弁護人契約弁護士が、被告人との接見、電話交通若しくは打合せを行ったとき、記録の閲覧若しくは謄写を行ったとき、記録の十分な検討を行ったとき又は裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をしたときはその旨及び公判係属中に弁護人が辞任し又は解任された即決被告事件以外の第一審の被告事件の後任弁護人に選任された場合において、当該選任の時点以後に選任に係る被告事件の実質公判期日がなかったことにより活動を終了した普通国選弁護人契約弁護士が、被告人との接見、電話交通若しくは打合せを行ったとき、記録の閲覧若しくは謄写を行ったとき、記録の十分な検討を行ったとき又は裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をしたときはその旨
		(20) 被告人との接見、電話交通及び打合せを行っていない場合であって、被告人に対する接見若しくは打合せの申入れ又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったときはその旨

		(21) 第1回公判期日までに記録の閲覧及び謄写をしなかった被告事件があるとき又は第1回公判期日の前日までに被告人との接見等を行うことなく第1回公判期日に立ち会った被告事件があるとき(接見等を行わなかった場合であって、接見若しくは打合せの申入れを行ったとき又は起訴前に国選弁護人として接見、電話交通若しくは打合せを行ったときを除く。)は、その旨及びその被告事件の事件番号、被告人の氏名その他その被告事件を特定するに足りる事項 (22) 一括国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された即決申立被告事件において、即決裁判手続によって審判する旨の決定がされなかったとき又は即決裁判手続によって審判する旨の決定が取り消されたときは、その旨 (23) その他報酬及び費用の請求に必要な事項
2	第1回公判期日前の証人尋問等期日加算報酬	当該報酬を請求する旨、出頭した第1回公判期日前の証人尋問等期日の種類及び日
3	遠距離接見等加算報酬、遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料	(1) 遠距離接見等加算報酬、遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料を請求する旨、遠距離移動を行った日、遠距離移動の目的、目的地の場所、遠距離移動の行程、経路及び方法並びに宿泊した地 (2) 遠距離移動が、選任に係る事件の手続期日等への出頭のための移動を兼ねるとき又は他の国選弁護事件、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の報酬又は費用の支給対象となるときは、その旨
4	算定基準第28条第1項に規定する重大案件加算報酬(以下この約款の本則において「重大案件加算報酬」という。)	当該報酬を請求する旨
5	特別案件加算報酬	当該報酬を請求する旨
5-2	合意制度加算報酬	当該報酬を請求する旨
6	算定基準第30条第2項に規定する特別成果加算報酬	当該報酬を請求する旨、並びに請求の内容に応じて、公訴事実及び判決で認定された犯罪事実の内容、公訴事実及び判決で認定された犯罪事実に適用される罰条、刑の減軽又は免除の理由となった事実及び実質公判期日において争った事実(少年法第55条に基づく家庭裁判所への移送を主張したことを含む。)
7	算定基準第30条第3項に規定する特別成果加算報酬	当該報酬を請求する旨、準抗告、抗告若しくは勾留取消しの申立て又は保釈請求の日及び被告人が釈放された日

8	算定基準第30条第4項及び第5項に規定する特別成果加算報酬	当該報酬を請求する旨及び算定基準別表G3の成果の欄に掲げる成果(複数の成果があるときはそのすべて)の内容(同基準第30条第5項の場合にあっては、普通国選弁護士契約弁護士が、選任に係る被告事件について、当該成果に係る事実を証明する書面を取得した後、当該書面が選任に係る被告事件の公判手続において証拠として取り調べられるよりも前に解任され、被告人又は後任の弁護士に当該書面を引き継いだ旨)
9	算定基準第31条第1項及び第3項に規定する記録謄写費用	当該費用を請求する旨、謄写枚数、記録及び謄写の種類(カラーか否か)
10	算定基準第31条第4項に規定する記録謄写費用	当該費用を請求する旨、謄写枚数、記録及び謄写の種類(カラーか否か)並びに算定基準第31条第4項各号に掲げる事件の種類
11	算定基準第31条第6項に規定する記録謄写費用	当該費用を請求する旨、謄写枚数、算定基準第31条第4項各号に掲げる事件の種類及び同一の被告事件の被告人の国選弁護士に選任された他の弁護士の氏名及び所属弁護士会
12	算定基準第31条第8項に規定する記録謄写費用	当該費用を請求する旨及び複製した記録の名称及び数量
13	算定基準第31条第9項に規定する記録謄写費用	算定基準第31条第9項に規定する事由及び謄写枚数
14	手続期日等への出頭のための旅費、日当及び宿泊料	(1) 当該費用を請求する旨、手続期日等の種類及び日、手続期日等が行われた場所、旅費の額、出頭のための移動の行程、経路及び方法並びに宿泊した地 (2) 出張が、選任に係る事件の遠距離移動を兼ねるとき又は他の国選弁護事件、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の報酬若しくは費用の支給対象となるときは、その旨
15	通訳人費用	当該費用を請求する旨、通訳人の氏名及び住所、通訳を受けた日時、場所及び時間
16	被告人訴訟準備費用	当該費用を請求する旨

本則別表A5

番号	請求する報酬及び費用	報告書に記載すべき事項
1	報酬及び費用	(1) 事件番号及び被告人の氏名
		(2) 国選弁護人に選任された事件が再審事件であるときは、その旨
		(3) 公訴事実(複数の公訴事実が併合審理された場合には各公訴事実)の罪名及び罰条
		(4) 原審の判決手続の種類(即決被告事件、簡易裁判所事件、地方裁判所事件又は家庭裁判所事件の別)
		(5) 判決の宣告により事件の審級における公判手続が終了したときは、判決主文の内容
		(6) 判決の宣告以外の事由により手続が終了したときはその終了原因事由
		(7) 複数の被告人に1名の国選弁護人が選任されたときは、審理の併合・分離に関する審理経過
		(8) 実質公判期日の日及び立会時間
		(9) 判決宣告期日等に出頭したときは、その日
		(10) 普通国選弁護人契約弁護士が控訴趣意書等の提出前に、国選弁護人を解任された場合、選任に係る控訴審の被告事件に公訴棄却の判決若しくは決定があった場合若しくは控訴が取り下げられた場合又は前任弁護人が控訴趣意書等を提出した後に解任された控訴審の被告事件の後任弁護人に選任された場合において、被告人との接見、電話交通若しくは打合せを行ったとき、接見等をせず、接見若しくは打合せの申入れを行ったとき、原審の記録の閲覧、謄写若しくは原審弁護人からの謄写記録の引継ぎを行ったとき、原審の記録の十分な検討を行ったとき又は裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をしたときは、その旨
		(11) 記録の閲覧、謄写及び原審弁護人からの謄写記録の引継ぎを行うことなく、控訴趣意書等を作成提出したとき又は被告人と接見等を行うことなく控訴趣意書等を作成提出したとき(弁護人が被告人に対して接見又は打合せの申入れをしていたときを除く。)は、その旨
		(12) その他報酬及び費用の請求に必要な事項

2	第1回公判期日前の証人尋問等期日加算報酬	当該報酬を請求する旨、出頭した第1回公判期日前の証人尋問等期日の種類及び日
3	遠距離接見等加算報酬、遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料	(1) 遠距離接見等加算報酬、遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料を請求する旨、遠距離移動を行った日、遠距離移動の目的、目的地の場所、遠距離移動の行程、経路及び方法並びに宿泊した地 (2) 遠距離移動が、選任に係る事件の手續期日等への出頭のための移動を兼ねるとき又は他の国選弁護事件、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の報酬若しくは費用の支給対象となるときは、その旨
4	重大案件加算報酬	当該報酬を請求する旨
5	特別案件加算報酬	当該報酬を請求する旨
5-2	合意制度加算報酬	当該報酬を請求する旨
6	算定基準第30条第2項及び第3項に規定する特別成果加算報酬	(1) 当該報酬を請求する旨、並びに請求の内容に応じて、公訴事実及び判決で認定された犯罪事実の内容、公訴事実及び判決で認定された犯罪事実に適用される罰条、刑の減軽又は免除の理由となった事実及び実質公判期日において争った事実(少年法第55条に基づく家庭裁判所への移送を主張したことを含む。) (2) 当該報酬を請求する旨、準抗告、抗告若しくは勾留取消しの申立て又は保釈請求の日及び被告人が釈放された日
7	算定基準第30条第4項及び第5項(同基準第44条第2項に規定する場合を含む。)に規定する特別成果加算報酬	当該報酬を請求する旨及び算定基準別表G3の成果の欄に掲げる成果(複数の成果があるときはそのすべて)の内容(同基準第30条第5項の場合にあっては、普通国選弁護人契約弁護士が、選任に係る被告事件について、当該成果に係る事実を証明する書面を取得した後、当該書面が選任に係る被告事件の公判手続において証拠として取り調べられるよりも前に解任され、被告人又は後任の弁護人に当該書面を引き継いだ旨)
8	算定基準第31条第1項及び第3項に規定する記録謄写費用	当該費用を請求する旨、謄写枚数、記録及び謄写の種類(カラーか否か)
9	算定基準第31条第4項に規定する記録謄写費用	当該費用を請求する旨、謄写枚数、記録及び謄写の種類(カラーか否か)並びに算定基準第31条第4項各号に掲げる事件の種類
10	算定基準第31条第6項に規定する記録謄写費用	当該費用を請求する旨、謄写枚数、算定基準第31条第4項各号に掲げる事件の種類及び同一の被告事件の被告人の国選弁護人に選任された他の弁護士の氏名及び所属弁護士会

11	算定基準第31条第8項に規定する記録謄写費用	当該費用を請求する旨及び複製した記録の名称及び数量
12	算定基準第45条第1項に規定する記録謄写費用	算定基準第45条第1項に規定する事由及び謄写枚数
13	手続期日等への出頭のための旅費、日当及び宿泊料	(1) 当該費用を請求する旨、手続期日等の種類及び日、手続期日等が行われた場所、旅費の額、出頭のための移動の行程、経路及び方法並びに宿泊した地
		(2) 出張が、選任に係る事件の遠距離移動を兼ねるとき又は他の国選弁護事件、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の報酬若しくは費用の支給対象となるときは、その旨
14	通訳人費用	当該費用を請求する旨、通訳人の氏名及び住所、通訳を受けた日時、場所及び時間
15	被告人訴訟準備費用	当該費用を請求する旨
16	算定基準第38条第3項(同基準第41条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する基礎報酬	当該報酬を請求する旨及び算定基準第38条第3項各号に掲げる事由の種類
17	算定基準第49条第2項(同基準第54条において読み替えて準用する同基準第41条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する基礎報酬	当該報酬を請求する旨及び算定基準第49条第2項各号に掲げる事由の種類

本則別表B

番号	請求する報酬及び費用	疎明資料
1	被疑事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の基礎報酬及び多数回接見加算報酬	接見の事実を疎明するに足りる客観的な資料としてセンターが細則で定めるもの
2	合意制度加算報酬	協議の実施、合意の成立を疎明するに足りる客観的な資料としてセンターが細則で定めるもの
3	算定基準別表G1番号1、1-2又は2に掲げる特別成果加算報酬	対象となる事件の裁判書謄本の写し
4	算定基準別表G1番号3から6までに掲げる特別成果加算報酬	減刑嘆願書(被疑者又は被告人を宥恕し寛大な処分を求める内容の文書をいう。以下同じ。)の写し、損害賠償をした事実を疎明する書面の写し又は和解契約書の写し及びこれらの書面の原本若しくは写しが検察官に提出されたことを疎明する資料
5	算定基準第30条第2項に規定する特別成果加算報酬	公訴事実又は刑の減免事由の不存在を争ったこと(少年法第55条に基づく家庭裁判所への移送を主張したことを含む。)を疎明する資料
6	算定基準第30条第3項に規定する特別成果加算報酬	対象となる事件の裁判書謄本の写し
7	算定基準第30条第4項に規定する特別成果加算報酬	減刑嘆願書の写し若しくは被害者等(被害者、被害者が死亡した場合の被害者の相続人、被害者が未成年である場合又は被害者の精神に重大な故障がある場合の被害者の法定代理人及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。)が公判手続において減刑嘆願証言(被疑者又は被告人を宥恕し寛大な処分を求める内容の証言をいう。以下同じ。)をした事実を疎明する裁判書謄本、証人尋問調書若しくは刑事訴訟規則第52条の21所定の書面の写し、損害賠償をした事実を疎明する書面の写し又は和解契約書の写し及びこれらの書面(被害者等が公判手続において減刑嘆願証言をした事実を疎明する裁判書謄本、証人尋問調書及び刑事訴訟規則第52条の21所定の書面を除く。)の原本又は写しが公判手続において証拠として取り調べられたことを疎明する資料
8	算定基準第30条第5項に規定する特別成果加算報酬	減刑嘆願書の写し、損害賠償をした事実を疎明する書面の写し又は和解契約書の写し及びこれらの書面の原本又は写しを被告人又は後任の弁護人に引き継いだことを疎明する資料
9	算定基準第31条第1項に規定する記録謄写費用	謄写1枚当たりの単価及び謄写枚数が記載された領収証の写しその他これに準ずる謄写1枚当たりの単価及び謄写枚数を明らかにする疎明資料
10	算定基準第31条第3項に規定する記録謄写費用	謄写の内訳及び謄写枚数が記載された領収証の写しその他これに準ずる謄写の内訳及び謄写枚数を明らかにする疎明資料

11	算定基準第31条第4項、第9項及び第45条第1項に規定する記録謄写費用	謄写1枚当たりの単価及び謄写枚数が記載された領収証の写し
12	算定基準第31条第6項に規定する記録謄写費用	謄写枚数が記載された領収証の写し
13	算定基準第31条第8項に規定する記録謄写費用	複製の単価及び数量が記載された領収証の写し
14	遠距離接見等加算報酬、遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料	(1) 現に支払った交通費の額を請求する場合は、遠距離移動の目的地までの移動の経路及び方法、現に支払った交通費の額を疎明する資料
		(2) 遠距離接見等宿泊料を請求する場合は、宿泊の事実を疎明する資料
15	手続期日等への出頭のための旅費及び宿泊料	(1) 現に支払った旅費の額を請求する場合は、手続期日等が行われた場所までの移動の経路及び方法、現に支払った旅費の額を疎明する資料
		(2) 宿泊料を請求する場合は、宿泊の事実を疎明する資料
16	通訳人費用	通訳費用の内訳が記載された通訳人作成に係る領収証の写し又は請求書の写し
17	被疑者訴訟準備費用又は被告人訴訟準備費用	領収証の写しその他支出した手数料等の額及び当該支出に係る文書の事件との関連性を明らかにする疎明資料

(別紙)

報酬及び費用の算定基準

目次

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の報酬及び費用

第1節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の報酬及び費用の種類（第9条―第11条）

第2節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の通常報酬の額の算定方法

第1款 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の基礎報酬の額の算定方法（第12条―第18条）

第2款 被疑者の国選弁護人の多数回接見加算報酬の額の算定方法（第19条）

第3款 第一審の国選弁護人の公判加算報酬等の額の算定方法（第20条―第25条）

第4款 第1回公判期日前の証人尋問等期日加算報酬の額の算定方法（第25条の2）

第3節 被疑者の国選弁護人の要通訳事件加算報酬の額の算定方法（第26条）

第4節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の遠距離接見等加算報酬の額の算定方法（第27条）

第5節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の特別加算報酬の額の算定方法（第28条―第30条）

第6節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の費用の額の算定方法（第31条―第35条）

第7節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の報酬及び費用の請求に関する特則（第36条）

第3章 控訴審の国選弁護人の報酬及び費用（第37条―第47条）

第4章 上告審等の国選弁護人の報酬及び費用（第48条―第55条）

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、センターが、国選弁護人の事務に関する契約約款に基づいて一般国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額の算定に必要な事項を定める。

(消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う報酬の額の調整)

第1条の2 一般国選弁護人契約弁護士に支給する報酬の額は、本契約約款に基づき算定された報酬の合計額に、105分の100を乗じ、さらに100分の110を乗じた額とする。

(複数の国選弁護人が選任されたときの算定方法)

第2条 複数の一般国選弁護人契約弁護士が同一の事件の国選弁護人に選任されたときは、当該一般国選弁護人契約弁護士ごとにこの基準の定めるところにより報酬及び費用の額を算定する。

(解任等のときの算定方法)

第3条 一般国選弁護人契約弁護士が、選任に係る事件の国選弁護人を解任されたことにより国選弁護人としての活動を終了したときは、当該解任の時点までの活動について、この基準の定めるところにより報酬及び費用の額を算定する。ただし、国選弁護人を解任された一般国選弁護人契約弁護士が、当該解任後、当該解任と近接した時点において、解任に係る事件を含む事件の国選弁護人に選任されたときは、当該一般国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用の算定に当たっては、当該解任はされなかったものとみなす。

2 一般国選弁護人契約弁護士が、略式命令に対する正式裁判の請求の取下げ、上訴の取下げ又は公訴棄却の判決若しくは決定により、選任に係る事件の国選弁護人としての活動を終了したときは、当該取下げ又は判決若しくは決定の日までの活動について、この基準の定めるところにより報酬及び費用の額を算定する。

(事件を引き継いだときの算定方法)

第4条 一般国選弁護人契約弁護士が、他の弁護人が辞任し又は解任された後、その事件の国選弁護人に選任されたときは、当該選任後の初回の接見又は初回の公判期日を初回の接見又は第1回公判期日とみなして、報酬及び費用の額を算定する。

(複数の被疑者に1人の国選弁護人が選任されたときの算定方法)

第5条 1人の普通国選弁護人契約弁護士が複数の被疑者の国選弁護人に選

任されたときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額は、被疑者ごとに算定する。

（併合審理された複数の被告人に1人の国選弁護士が選任されたときの算定方法）

第6条 1人の普通国選弁護士契約弁護士が、公判手続を通じて併合審理された複数の被告人の国選弁護士に選任されたとき（即決被告事件を除く。）は、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、次のとおり算定する。

基礎報酬（被告人によって基礎報酬の額が異なるときは、公訴事実中最も重い罪についての基礎報酬）× {1 + (被告人の数－1) × 0.5}

2 第1項の普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき公判加算報酬（被告人によって公判加算報酬の額が異なるときは、公訴事実中最も重い罪についての公判加算報酬）の額は、併合審理されている被告人の数にかかわらず、被告人の数が1人とみなして算定する。

3 1人の普通国選弁護士契約弁護士が、即決被告事件において、公判手続を通じて併合審理された複数の被告人の国選弁護士に選任されたときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額は、当該複数の被告人の即決被告事件について一括国選弁護士契約が成立した場合の例により算定する。

（公判手続中に審理が分離された複数の被告人に1人の国選弁護士が選任されたときの算定方法）

第7条 1人の一般国選弁護士契約弁護士が複数の被告人の国選弁護士に選任された場合で、公判手続の当初又は途中で選任に係る被告人の被告事件の審理の全部又は一部が分離されたときは、前条の規定にかかわらず、審理が分離された被告人の被告事件について当該一般国選弁護士契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額は、分離された審理の被告人について算定する。

（1人の被告人の複数の公訴事実が併合審理されている場合の算定方法）

第8条 一般国選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任された被告事件の被告人の複数の公訴事実が併合審理されているときは、当該一般国選弁護士契約弁護士の報酬及び費用の算定に当たっては、最も重い罪の被告事件を基準とし、選任に係る被告事件の数は1件とする。

- 2 一括国選弁護士契約弁護士又は複数の即決申立被告事件の国選弁護士に選任され、その報酬及び費用が一括国選弁護士契約が成立した場合の例により算定される普通国選弁護士契約弁護士が、複数の公訴事実が併合審理されている即決被告事件の国選弁護士に選任されたときは、当該一括国選弁護士契約弁護士及び当該普通国選弁護士契約弁護士の報酬及び費用の算定に当たっては、選任に係る被告事件の数は1件とする。

第2章 被疑者の国選弁護士及び第一審の国選弁護士の報酬及び費用

第1節 被疑者の国選弁護士及び第一審の国選弁護士の報酬及び費用の種類

(報酬及び費用の種類)

第9条 国選弁護士の報酬及び費用は次の各号に掲げるとおりとする。

一 報酬

ア 通常報酬

- ① 基礎報酬
- ② 多数回接見加算報酬
- ③ 公判加算報酬
 - (1) 即決被告事件の公判加算報酬
 - (2) 実質公判期日に対する加算報酬
 - (3) 整理手続期日に対する加算報酬
 - (4) 判決宣告期日等に対する加算報酬
 - (5) 評議対応加算報酬
- ④ 主任加算報酬
- ⑤ 追起訴加算報酬
- ⑥ 第1回公判期日前の証人尋問等期日加算報酬

イ 要通訳事件加算報酬

ウ 遠距離接見等加算報酬

エ 特別加算報酬

- ① 重大案件加算報酬
- ② 特別案件加算報酬
- ③ 特別成果加算報酬

④ 合意制度加算報酬

二 費用

ア 記録謄写費用

イ 遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料

ウ 手続期日等への出頭のための旅費、日当及び宿泊料

エ 通訳人費用

オ 訴訟準備費用

(被疑者の国選弁護人の報酬及び費用)

第10条 刑事訴訟法第37条の2、第37条の4又は第37条の5の規定により被疑者（検察官が少年法第43条第1項の規定により裁判官に同法第17条第1項の措置を請求し、当該裁判官により同項第2号の観護の措置がとられた少年の被疑者を含む。以下同じ。）の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、②、⑥、同号イ、同号ウ、同号エ②から④まで

二 費用 算定基準第9条第2号イからオまで

2 刑事訴訟法第350条の17第1項に規定する被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、同号イ及び同号ウ

二 費用 算定基準第9条第2号イからオまで

(被告人の国選弁護人の報酬及び費用)

第11条 即決被告事件の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、③(1)及び同号ウ

二 費用 算定基準第9条第2号

2 刑事訴訟法第36条、第37条、第290条、第316条の4第2項、第316条の8第1項又は第2項の規定により、即決被告事件以外の第一審の被告事件のうち、簡易裁判所の被告事件、単独事件（地方裁判所及び家庭裁判所の管轄に属する被告事件で、裁判所法（昭和22年法律第59号）第26条第2項第2号に掲げる事件以外の被告事件をいう。以下同じ。）又は通常合議事件（同号に掲げる被告事件で次項の重大合議事件を

除く被告事件及び単独事件で同項第1号に定める決定がされ、公判前整理手続又は期日間整理手続に付された被告事件をいう。以下同じ。)の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、③(2)から(4)まで、⑤、⑥、ウ、エ②から④まで

二 費用 算定基準第9条第2号

3 前項の刑事訴訟法の規定に基づき、重大合議事件(裁判所法第26条第2項第2号に掲げる被告事件であり、死刑若しくは無期拘禁刑に当たる罪に係る被告事件又は故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る被告事件であって、次項の裁判員裁判事件以外のものをいう。以下同じ。)の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、③(2)から(4)まで、⑤、⑥、ウ及びエ

二 費用 算定基準第9条第2号

4 第2項の刑事訴訟法の規定に基づき、裁判員裁判事件(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)第2条第1項に規定する裁判員の参加する合議体で取り扱う被告事件をいう。以下同じ。)の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、③(2)から(5)まで、④から⑥まで、ウ及びエ

二 費用 算定基準第9条第2号

5 第2項の刑事訴訟法の規定に基づき、高等裁判所事件(裁判所法第16条第4号に掲げる事件その他高等裁判所が第一審の裁判所となる被告事件をいう。以下同じ。)の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、選任に係る被告事件の種類を基準として、第2項又は第3項に規定するものとする。

第2節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の通常報酬の額の算定方法

第 1 款 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の基礎報酬
の額の算定方法

（被疑者の国選弁護人の基礎報酬）

第 1 2 条 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に基礎報酬を支給する。当該各号のいずれにも該当するときは、接見、電話交通又は準接見の回数を通算して基礎報酬を支給する。

- 一 被疑者弁護期間（初回の接見、電話交通又は準接見が行われた日を初日とし、被疑者が釈放若しくは起訴され又は家庭裁判所に送致された日（その日以前に国選弁護人を解任されたときは解任の日）を最終日とする期間で、勾留の執行停止期間を除いた期間をいう。以下同じ。）中に選任に係る被疑事件の被疑者と接見、電話交通又は準接見をしたとき。
 - 二 選任に係る被疑事件の被疑者が鑑定のために留置されている場合において、その鑑定留置弁護期間（初回の接見、電話交通又は準接見が行われた日を初日とし、鑑定留置が終了した日（その日以前に国選弁護人を解任されたときは解任の日）を最終日とする期間をいう。以下同じ。）中に当該被疑者と接見、電話交通又は準接見をしたとき。
- 2 前項の基礎報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。
- 一 接見をした場合 第 4 項の基準接見回数の範囲内である部分について次のとおり
 - イ 基準接見回数に満たない接見 当該接見 1 回につき 2 万円
 - ロ 基準接見回数と同数回目の接見 2 万 6 4 0 0 円
 - 二 電話交通をした場合及び準接見をした場合 電話交通又は準接見の回数から得られる第 5 項の接見等合計ポイントが基準接見回数の接見を行った場合の接見等合計ポイントの範囲内である部分について 1 回 1 万円
 - 三 接見及び電話交通又は準接見を行った場合で、接見、電話交通及び準接見の回数から得られる接見等合計ポイントが基準接見回数の接見を行った場合の接見等合計ポイントを超える場合 接見について第 1 号に定める方法により額を算定し、接見の回数が基準接見回数に満たないときは、電話交通及び準接見の回数から得られる接見等合計ポイントが、基準接見回数と接見の回数の差の回数の接見を行った場合の接見等合計ポ

イントの範囲内である部分について1回1万円として算定した額を加えた額

3 接見、電話交通及び準接見の回数については、次の各号に定めるとおりとする。

一 接見の回数 現に接見をした回数（同一の日に複数回の接見を行ったときは接見の回数1回と算定する。以下同じ。）

二 電話交通の回数 現に電話交通をした回数（同一の日に複数回の電話交通をした場合は電話交通の回数1回と算定する。ただし、同一の日に電話交通のほかに接見を行ったときは当該電話交通を除外して算定する。以下同じ。）

三 準接見の回数 現に準接見をした回数（同一の日に複数回の準接見をしたときは準接見の回数1回と算定する。ただし、同一の日に準接見のほかに接見又は電話交通を行ったときは当該準接見を除外して算定する。以下同じ。）

4 基準接見回数は、算定基準別表B1に掲げる弁護期間に応じて、当該別表に定める回数とする。ただし、第1項第2号に規定する場合においては、鑑定留置弁護期間を7で除して得た日数（その日数が20日を超えるときは、20日。以下この項において同じ。）を、当該日数が被疑者弁護期間を超えるときは当該日数を当該別表における被疑者弁護期間として取り扱う。

5 接見等合計ポイントは、第3項第1号の接見の回数1回を1ポイント、同項第2号に掲げる電話交通の回数1回及び同項第3号に掲げる準接見の回数1回をそれぞれ0.5ポイントとする。

（少年の被疑者の国選弁護人、即決裁判手続の確認の意思表示に関する国選弁護人の基礎報酬に関する特則）

第13条 家裁送致前少年被疑事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、前条第2項第1号ロに規定する報酬の支給を受けた場合であって、当該少年の検察官送致後少年被疑事件の国選弁護人に選任され、当該検察官送致後少年被疑事件の国選弁護人として当該少年と接見したときは、検察官送致後少年被疑事件の国選弁護人としての基準接見回数と同数回目の接見に対して当該一般国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は前条第2項の規定にかかわらず、2万円とする。

2 刑事訴訟法第350条の17第1項の規定により被疑者の国選弁護人に

選任された普通国選弁護士契約弁護士が被疑者と接見又は打合せをしたときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に2万6400円の基礎報酬を支給する。

- 3 前項の普通国選弁護士契約弁護士が、被疑者と接見及び打合せをせず、電話交通のみを行ったときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 電話交通を行った回数が2回以下のとき 電話交通の回数1回につき1万円

二 電話交通を3回以上行ったとき 2万6400円

(即決被告事件の国選弁護人の基礎報酬)

第14条 複数の即決被告事件の国選弁護人に選任された一括国選弁護士契約弁護士及び本則第15条の規定により国選弁護人に選任された複数の即決申立被告事件の報酬及び費用の額が一括国選弁護士契約が成立した場合の例により算定される普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、次の各号に掲げる選任に係る即決被告事件の件数に応じて、当該各号に定める額とする。

一 即決被告事件の数が2件のとき 9万5000円

二 即決被告事件の数が3件のとき 13万5000円

三 即決被告事件の数が4件のとき 17万円

四 即決被告事件の数が5件以上のとき 5万円×件数×80%で算出される額

- 2 即決被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士（前項に規定する普通国選弁護士契約弁護士を除く。）及び本則第16条の規定により国選弁護人に選任された1件の即決申立被告事件の報酬及び費用の額が普通国選弁護士契約が成立した場合の例により算定される一括国選弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、選任に係る即決被告事件1件につき5万円とする。

(即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人の基礎報酬)

第15条 次の各号に掲げる第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士が選任に係る被告事件の実質公判期日に出頭したときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に基礎報酬を支給する。

一 即決被告事件以外の簡易裁判所の被告事件

- 二 単独事件
- 三 通常合議事件
- 四 重大合議事件
- 五 裁判員裁判事件
- 六 高等裁判所事件

2 前項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事件の基礎報酬の額は、選任に係る被告事件の種類及び公判前整理手続の有無に応じて、算定基準別表A1に定める額とする。

3 第1項第5号に掲げる事件の基礎報酬の額は、選任に係る被告事件の公判前整理手続期日の回数、公判期日の日数、裁判員の参加する合議体の構成及び国選弁護人の数に応じて、算定基準別表A2に定める額とする。

（被疑者の国選弁護人が起訴後に国選弁護人を務めた場合の基礎報酬の算定の特則）

第16条 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、当該被疑者が起訴された後、その被告人の即決被告事件又は簡易裁判所の被告事件の国選弁護人を務めたときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき被告人の国選弁護人としての基礎報酬から9000円（被疑者の国選弁護人の基礎報酬の額が1万8000円以下のときは当該基礎報酬の額の半額）を控除する。ただし、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額が、算定基準第14条により一括国選弁護人契約が成立した場合の例により算定される場合は、この限りでない。

2 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、当該被疑者が起訴された後、その被告人の簡易裁判所以外の裁判所の第一審の被告事件（即決被告事件及び裁判員裁判事件を除く。）の国選弁護人を務めたときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき被告人の国選弁護人としての基礎報酬から当該各号に定める額を控除する。

一 被疑者の1件の被疑事件の国選弁護人に選任されたとき 1万2000円（被疑者の国選弁護人としての基礎報酬の額が1万2000円未満のときは被疑者の国選弁護人としての基礎報酬の額）

二 同一の被疑者の複数の被疑事件の国選弁護人に選任されたとき 1万2000円（被疑者の国選弁護人としての基礎報酬の合計額が2万円以下のときは被疑者の国選弁護人としての基礎報酬の額の半額）

3 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、当該被疑者の起訴後、その被告人の裁判員裁判事件の国選弁護人を務めたときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬から当該各号に定める額を控除する。

一 被疑者の1件の被疑事件の国選弁護人に選任されたとき 1万5000円（被疑者の国選弁護人としての基礎報酬の額が1万5000円未満のときは被疑者の国選弁護人としての基礎報酬の額）

二 同一の被疑者の複数の被疑事件の国選弁護人に選任されたとき 1万5000円（被疑者の国選弁護人としての基礎報酬の合計額が2万円以下のときは被疑者の国選弁護人としての基礎報酬の額の半額）

（一定の事由がある場合の基礎報酬の算定に関する特則）

第17条 裁判員裁判事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士に、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、算定基準第14条及び同基準第15条第2項の規定にかかわらず、当該一般国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、これらの規定に定める額の50%の額とし、同基準第28条に規定する重大案件加算報酬及び同基準第29条に規定する特別案件加算報酬は支給しない。

一 第1回公判期日までに記録の閲覧及び謄写をしなかったとき

二 第1回公判期日の前日までに被告人と接見、電話交通及び打合せを行わなかったとき（一般国選弁護人契約弁護士が被告人に対して接見若しくは打合せの申入れを行ったとき又は起訴前に国選弁護人又は国選付添人として接見、電話交通若しくは打合せを行ったときを除く。）

2 裁判員裁判事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士に、前項各号に掲げるいずれかの事由があるときは、算定基準第15条第3項の規定にかかわらず、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、同基準別表A2に定める額の25%の額とし、同基準第28条に規定する重大案件加算報酬及び同基準第29条に規定する特別案件加算報酬は支給しない。

3 一般国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された即決被告事件の中に、第1項各号に掲げるいずれかの事由があるときは、当該一般国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、次の①から③までに定める方法により算定した額とする。

① 第1項各号に掲げる事由がいずれもなかった場合における基礎報酬

を処理件数で除し、事件ごとの基礎報酬の額を算出する。

② 第1項各号に掲げるいずれかの事由がある事件について、基礎報酬の額を①の方法により算出した基礎報酬の額の50%の額とする。

③ ②に定める方法により算定した額と、第1項各号に掲げる事由がない事件について①に定める方法により算定した額とを合算する。

(被告人の国選弁護人が途中で活動を終了した場合の国選弁護人の基礎報酬)

第18条 普通国選弁護人契約弁護士が即決申立被告事件の国選弁護人に選任され、第1回公判期日の前に解任されたときは、当該解任に係る被告事件について当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、起訴後、解任前に、当該普通国選弁護人契約弁護士が行った算定基準別表A3に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表に定める額とし、同基準第16条第1項の規定は適用しない。

2 一括国選弁護人契約弁護士及び本則第15条の規定により国選弁護人に選任された複数の即決申立被告事件の報酬及び費用の額が一括国選弁護人契約が成立した場合の例により算定される普通国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された即決申立被告事件の中に、第1回公判期日前に国選弁護人を解任された事件があるときは、算定基準第14条第1項の規定にかかわらず、当該解任に係る被告事件について当該一括国選弁護人契約弁護士等に支給すべき基礎報酬の額は、同基準別表A3に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表に定める額とし、同基準第16条第1項の規定は適用しない。

3 即決申立被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が第1回公判期日の前に解任されたとき、選任に係る被告事件の第1回公判期日の前に公訴棄却の判決若しくは決定があったとき、又は選任に係る被告事件の第1回公判期日の前に略式命令に対する正式裁判の請求が取り下げられたときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、当該普通国選弁護人契約弁護士が行った算定基準別表A4に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表に定める額とし、同基準第16条の規定は適用しない。

4 普通国選弁護人契約弁護士が、公判係属中に弁護人が辞任し若しくは国選弁護人が解任された即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任され、当該選任の時点以後に選任に係る被告事件の実質公判期日が

ないときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、当該普通国選弁護士が行った算定基準別表 A 4 に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表に定める額とし、同基準第 16 条の規定は適用しない。

第 2 款 被疑者の国選弁護人の多数回接見加算報酬の額の算定方法

（被疑者の国選弁護人の多数回接見加算報酬）

第 19 条 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士が被疑者と接見、電話交通又は準接見をした場合において、接見等合計ポイントが、基準接見回数の接見を行った場合の接見等合計ポイントを超えるとときであって、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に多数回接見加算報酬を支給する。

2 前項の多数回接見加算報酬の額は、算定基準別表 B 2 に掲げる、接見等合計ポイントから基準接見回数の接見を行った場合の接見等合計ポイントを控除して算定される数に応じて、当該別表に定める額とする。

第 3 款 第一審の国選弁護人の公判加算報酬等の額の算定方法

（実質公判期日に対する加算報酬）

第 20 条 即決被告事件の国選弁護人に選任された一般国選弁護士契約弁護士が、手続期日に複数回（同一日における複数回の出頭は 1 回と算定する。）出頭したときは、当該一般国選弁護士契約弁護士に公判加算報酬を支給する。

2 前項の公判加算報酬の額は、次の数式により算定される額とする。

（出頭した手続期日の回数－1）× 3000 円

3 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士が、選任に係る被告事件の実質公判期日に出頭したときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に公判加算報酬を支給する。

4 前項の公判加算報酬の額は、開廷日ごとに、立会時間に応じて、算定基準別表 C に掲げる区分に従い、同基準別表 C 1 から C 4 まで、同基準別表 D 1 から D 4 まで及び同基準別表 E に定める額とする。

（整理手続期日に対する加算報酬）

第 2 1 条 普通国選弁護士契約弁護士が国選弁護人に選任された即決被告事件以外の第一審の被告事件が公判前整理手続又は期日間整理手続に付され、当該普通国選弁護士が公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日に出頭したときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に整理手続期日に対する加算報酬を支給する。

2 前項の整理手続期日に対する加算報酬の額は、整理手続期日 1 回（同一の日に複数回の整理手続期日に出頭したときは 1 回と算定する。）につき、算定基準別表 F に掲げる被告事件の種類に応じて、当該別表に掲げる額とする。

（整理手続期日に対する加算報酬に関する特則）

第 2 1 条の 2 普通国選弁護士契約弁護士が国選弁護人に選任された裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 2 条第 1 項の規定により同項の合議体で取り扱うべき事件に、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき前条第 1 項の整理手続期日に対する加算報酬の額は、当該普通国選弁護士契約弁護士が出頭した当該事由が生じる前の同項の整理手続期日及び当該事由が生じた同項の整理手続期日については、算定基準別表 F に掲げる選任に係る被告事件の種類を裁判員裁判事件として算定した額とする。

- 一 第 1 回公判期日前に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 3 条第 1 項又は第 3 条の 2 第 1 項の決定があったとき。
- 二 第 1 回公判期日前に刑事訴訟法第 3 1 2 条の規定により罰条が撤回又は変更されたため、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 2 条第 1 項の規定により同項の合議体で取り扱うべき事件に該当しなくなったとき。

（判決宣告期日等に対する加算報酬）

第 2 2 条 即決被告事件以外の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士が、選任に係る被告事件の判決宣告期日等に出頭したときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に判決宣告期日等に対する加算報酬を支給する。

2 前項の判決宣告期日等に対する加算報酬の額は、次の数式により算定した額とする。

出頭した期日の回数（同一の日に複数回の期日に出頭したときは1回と算定する。以下算定基準第42条第2項において同じ。）×3000円

（評議対応加算報酬）

第23条 裁判員裁判事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、公判期日において評議の間在廷を命ぜられ、当該在廷の時間が1時間30分以上である場合で、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に3000円の評議対応加算報酬を支給する。

（主任加算報酬）

第24条 普通国選弁護人契約弁護士が、複数の国選弁護人が選任された算定基準別表A2に掲げる段階が2以上の裁判員裁判事件の国選弁護人に選任され、かつ当該被告事件の主任弁護人に定められ、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に3万円の主任加算報酬を支給する。

（追起訴加算報酬）

第25条 普通国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された即決被告事件以外の第一審の被告事件において、追加して公訴が提起され（盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第2条から第4条までに規定する罪について公訴が提起された被告人について、更に当該罪に係る訴因が追加されたときを含む。以下この条において同じ。）、当該普通国選弁護人契約弁護士が追加して公訴が提起された被告事件の公判手続についても国選弁護人を務め、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に、1回に限り、1万5000円の追起訴加算報酬を支給する。

第4款 第1回公判期日前の証人尋問等期日加算報酬の額の算定方法

（第1回公判期日前の証人尋問等期日加算報酬）

第25条の2 国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭し、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に第1回公

判期日前の証人尋問等期日加算報酬を支給する。

2 前項の第1回公判期日前の証人尋問等期日加算報酬の額は、1回の出頭につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 刑事訴訟法第226条若しくは第227条第1項の請求に係る証人尋問の期日又は同法第179条第1項の証拠保全のうち証人尋問の期日
1万円

二 前号に掲げる期日以外の第1回公判期日前の証人尋問等期日
5000円

第3節 被疑者の国選弁護人の要通訳事件加算報酬の額の算定方法

(要通訳事件加算報酬)

第26条 普通国選弁護人契約弁護士が日本語に通じない被疑者の国選弁護人に選任され、当該被疑者との接見、打合せその他の弁護活動に通訳人を要し、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき通常報酬の額の20%の額の要通訳事件加算報酬を支給する。

第4節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の遠距離接見等加算報酬の額の算定方法

(遠距離接見等加算報酬)

第27条 国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める活動をする目的で移動をした場合において、当該移動が、当該一般国選弁護人契約弁護士の事務所の所在地を管轄する簡易裁判所（以下「最寄簡裁」という。）の主たる庁舎の所在する場所と移動の目的地との直線距離が片道25キロメートル以上となる移動又は当該直線距離が片道25キロメートル未満であって、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から移動の目的地まで最も経済的な通常の経路及び方法によって移動した場合に片道50キロメートル以上となる移動（以下「遠距離移動」という。）である場合であって、当該一般国選弁護人契約弁護士からその旨申出がある場合は、当該一般国選弁護人契約弁護士に遠距離接見等加算報酬を支給する。ただし、遠距離移動が選任に係る

事件の手續期日等（手續期日及び第1回公判期日前の証人尋問等期日をいう。以下同じ。）への出頭のための出張（手續が最寄簡裁の管轄区域以外の場所で行われ、当該手續が行われる場所が最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から直線距離で8キロメートルを超える場合におけるその場所への移動をいう。以下同じ。）を兼ねるときは、遠距離接見等加算報酬は支給しない。

- 一 被疑者の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士 被疑者との接見、準抗告の申立て、被害者との示談交渉、犯行現場の確認、目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ若しくは被疑者の親族、身元引受人又はこれに準じる者との打合せ
 - 二 第一審の被告事件の被告人の国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士 被告人との接見、記録の閲覧若しくは謄写、被害者との示談交渉、犯行現場の確認、目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ、被告人の親族、身元引受人若しくはこれに準じる者との打合せ又は保釈保証金の納付
- 2 前項に規定する遠距離接見等加算報酬の額は、1回の移動につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。
- 一 移動の直線距離が片道25キロメートル以上50キロメートル未満のとき又は移動の直線距離が片道25キロメートル未満であつて、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合に片道50キロメートル以上100キロメートル未満となるとき 4000円
 - 二 移動の直線距離が片道50キロメートル以上のとき又は移動の直線距離が片道50キロメートル未満であつて、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合に片道100キロメートル以上となるとき 8000円
- 3 遠距離移動が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件に関する遠距離移動を兼ねるときは、遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬のうち最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。
- 4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手續期日等への出頭、国選付添事件の手續期日への出席又は国選被害者参加事件の公判期日等への出席のための出張を兼ねる場合であつて、当該遠距離移動に対して、これらの事件に関して日当が支給されるときは、最も高額なものをそれぞれの事件に按分

した額とする。

第5節 被疑者の国選弁護士及び第一審の国選弁護人の特別加算報酬の額の算定方法

（重大案件加算報酬）

第28条 普通国選弁護士契約弁護士が、公判前整理手続又は期日間整理手続に付され、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る被告事件で、死亡した被害者が2人以上である重大合議事件又は裁判員裁判事件の国選弁護人に選任され、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に重大案件加算報酬を支給する。

2 前項の重大案件加算報酬の額は、当該普通国選弁護士契約弁護士が国選弁護人に選任された次の各号に掲げる事件の種類に応じて、当該各号に定める額とする。

- 一 裁判員裁判事件 当該事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき通常報酬の額の25%の額
- 二 前号に掲げる事件以外の被告事件 当該被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき通常報酬の額の50%の額

（特別案件加算報酬）

第29条 普通国選弁護士契約弁護士が、刑事訴訟法第38条の3第1項第5号により弁護士が解任された被疑事件又は即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任され、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に、特別案件加算報酬を支給する。ただし、選任に係る被告事件が前条第1項に規定する被告事件であるときは、特別案件加算報酬は支給しない。

2 前項の特別案件加算報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 選任に係る事件が裁判員裁判事件であるとき 当該事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき通常報酬の額の25%の額
- 二 選任に係る事件が前号に掲げる事件以外の事件であるとき 選任に係

る被疑事件の通常報酬の額又は選任に係る被告事件の種類及び当該事件が公判前整理手続に付されたか否かに応じて、即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき通常報酬の額の50%の額

(合意制度加算報酬)

第29条の2 刑事訴訟法第350条の2第2項に規定する特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、当該事件について検察官との間で同法第350条の4に規定する協議を行った場合であって、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に、協議回数にかかわらず、4万円の協議加算報酬を支給する。ただし、前記特定犯罪に係る事件の被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、当該事件について協議加算報酬の支給を受けた場合であって、当該事件の被告事件の国選弁護人を務めたときは、重ねて協議加算報酬は支給しない。

2 刑事訴訟法第350条の2第2項に規定する特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、当該事件について、検察官との間で前項の協議を行い、これにより、検察官と被疑者又は被告人との間で同法第350条の2第1項に規定する合意があった場合であって、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に、前項に規定する協議加算報酬に加えて1万円の合意加算報酬を支給する。

(特別成果加算報酬)

第30条 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、算定基準別表G1の活動内容の欄に定める活動を行い、当該活動により、当該別表の成果の欄に定める成果をあげた場合であって、当該成果に係る事実を証明する書面が検察官に提出され、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に、当該別表に定める額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、選任に係る被疑事件が交通事故に関する被疑事件で、損害賠償責任保険によって損害賠償に要する額が全額賄われたときは、同別表の番号3から6までに掲げる成果に係る特別成果加算報酬は支給しない。

2 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、選任に係る事件について、算定基準別表G2の成

果の欄に定める内容の裁判を得た場合であって、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に、当該別表に定める限度額の範囲内において、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき通常報酬の額に、当該別表に定める率を乗じて算出した額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、普通国選弁護士契約弁護士が公訴事実を争わずに同基準別表 G 2 の番号 3、3－2 又は 4 に掲げる成果をあげたとき又は刑の減輕若しくは免除の事由があることを争点として弁護活動をすることなく同別表の番号 5 に掲げる成果をあげたときは、当該特別成果加算報酬は支給しない。

- 3 普通国選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任された即決被告事件以外の第一審の被告事件の被告人が勾留されている場合であって、当該普通国選弁護士契約弁護士が次の各号に掲げるいずれかの成果をあげ、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に、1 回に限り、1 万円の特別成果加算報酬を支給する。

一 勾留決定に対する準抗告又は抗告の申立てによる勾留決定の取消し及び被告人の釈放

二 勾留取消しの申立てによる勾留の取消し及び被告人の釈放

三 保釈請求による保釈許可決定及び被告人の釈放

- 4 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が、選任に係る被告事件について、判決の罪となるべき事実（当該普通国選弁護士契約弁護士が判決宣告前に解任されたときは、起訴状記載の公訴事実。以下同じ。）に摘示された損害について、被害者に関し、算定基準別表 G 3 の成果の欄に定める内容の成果に向けた交渉その他の活動を行い、当該成果をあげた場合であって、当該成果に係る事実を証明する書面又は証人が選任に係る被告事件の公判手続において証拠として取り調べられ、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に対し、当該別表の定めるところに従い、当該別表の特別成果加算報酬の額の欄に定める額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、選任に係る被告事件が交通事故に関する被告事件で、損害賠償責任保険によって損害賠償に要する額が全額賄われたときは、当該特別成果加算報酬は支給しない。

- 5 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が、選任に係る被告事件について、公訴事実

摘示された損害について、被害者に関し、算定基準別表 G 3 の成果の欄に定める内容の成果に向けた交渉その他の活動を行い、当該成果をあげた場合において、当該成果に係る事実を証明する書面が選任に係る被告事件の公判手続において証拠として取り調べられるよりも前に当該普通国選弁護士契約弁護士が解任され、当該書面を被告人又は後任の弁護人に引き継いだ場合であって、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に対し、前項の例により、特別成果加算報酬を支給する。

第 6 節 被疑者の国選弁護士及び第一審の国選弁護人の費用の額の算定方法

（記録謄写費用）

第 3 1 条 第一審の被告事件の国選弁護士に選任された一般国選弁護士契約弁護士が、選任に係る事件の記録を謄写（複写又は記録を写真機で撮影してその画像を印刷又は印画することをいう。以下同じ。）し、その枚数が 200 枚を超える場合であって、当該一般国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護士契約弁護士に記録謄写費用を支給する。

2 前項の記録謄写費用の額は、謄写枚数が 200 枚を超える部分について、謄写枚数 1 枚につき 20 円（一般国選弁護士契約弁護士が記録謄写のために謄写枚数 1 枚につき 20 円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数 1 枚につき、40 円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額）とする。

3 第一審の被告事件の国選弁護士に選任された一般国選弁護士契約弁護士が、カラー印刷されている記録をカラーで謄写（以下この条において「カラー謄写」という。）したときは、カラー謄写の枚数 1 枚につきカラー謄写以外の謄写の枚数 2 枚として換算する。

4 普通国選弁護士契約弁護士が、次の各号に掲げる第一審の被告事件の国選弁護士に選任され、当該被告事件の記録を謄写し、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、謄写枚数の全部について、当該普通国選弁護士契約弁護士に記録謄写費用を支給することとし、その額は、前 3 項の規定にかかわらず、謄写枚数 1 枚につき、40 円（カラー謄

写をしたときはカラー謄写 1 枚につき 1 0 0 円) 又は当該普通国選弁護士
契約弁護士が記録謄写のために現に支払った額のうちいずれか低い額とす
る。

一 否認事件 (被告人が公訴事実の一部を否認している事件を含む。)

二 法定刑に死刑の定めがある罪に係る事件

三 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件

四 記録の枚数が 2 0 0 0 を超える事件

5 同一の被告事件に複数の国選弁護士が選任されている場合であっても、
当該被告事件の記録については、重ねて記録謄写費用は支給しない。

6 第 4 項各号に掲げる被告事件について、同一の被告事件に複数の普通国
選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任され、謄写記録の複製を作成した
場合であって、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるとき
は、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、複製枚数の全部について、記録
謄写費用を支給する。

7 前項の記録謄写費用の額は、第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、複
製枚数 1 枚につき 1 0 円とする。

8 紙以外の媒体による複製以外に複製の方法がない記録を複製した場合で
あって、一般国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一
般国選弁護士契約弁護士に対し、当該記録の複製のために現に支払った額
の記録謄写費用を支給する。

9 第一審の被告事件の国選弁護士に選任された一般国選弁護士契約弁護士
が第 1 回公判期日の前に解任されたとき、選任に係る被告事件の第 1 回公
判期日の前に公訴棄却の判決若しくは決定があったとき、又は選任に係る
事件の第 1 回公判期日の前に当該事件に係る略式命令に対する正式裁判の
請求が取り下げられたときは、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、謄
写枚数の全部について、当該一般国選弁護士契約弁護士に対し、謄写枚数
1 枚につき 2 0 円 (当該一般国選弁護士契約弁護士が記録謄写のために謄
写枚数 1 枚につき 2 0 円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数 1 枚
につき、4 0 円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額) の記録謄
写費用を支給する。

(遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料)

第 3 2 条 一般国選弁護士契約弁護士が、国選弁護士に選任された事件に関
して、遠距離移動 (記録謄写又は保釈保証金の納付を目的とするものにつ

いては、履行補助者を用いてするものを含む。)をし、当該一般国選弁護士人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護士人契約弁護士に遠距離接見等交通費を支給する。ただし、遠距離移動が当該事件の手続期日等への出頭のための出張を兼ねるときは、遠距離接見等交通費と期日への出頭のための旅費のうち最も高額なもののみを支給する。

2 前項の遠距離接見等交通費の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 遠距離移動が、遠距離移動の目的地までの交通手段の実情その他の事情を考慮した上で、通常の経路及び方法によるものと認められ、一般国選弁護士人契約弁護士が現に支払った交通費の額が、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所と遠距離移動の目的地との直線距離を基準として、民事訴訟費用等に関する規則（昭和46年最高裁判所規則第5号）第2条第1項に規定する方法により算定される額を超えると認められるとき 当該一般国選弁護士人契約弁護士が現に支払った交通費の額

二 一般国選弁護士人契約弁護士が、自家用車で遠距離移動をした場合で、前号に掲げる事情を考慮した上で、自家用車の使用が通常の方法と認められるとき 遠距離移動のための通常の経路を基準として、センターが定めるところにより、当該遠距離移動のために必要なものとして算定する額

三 遠距離移動が前2号に掲げる遠距離移動以外のものであるとき 最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所と遠距離移動の目的地との直線距離を基準として、民事訴訟費用等に関する規則第2条第1項に規定する方法により算定される額

3 一般国選弁護士人契約弁護士が、遠距離移動の目的（記録謄写又は保釈保証金の納付を目的とするものについては、履行補助者を用いた場合を含む。）のために宿泊を要し、当該一般国選弁護士人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護士人契約弁護士に、民事訴訟費用等に関する法律第2条第4号の当事者等の宿泊料の例により算定した額の遠距離接見等宿泊料を支給する。ただし、当該宿泊が選任に係る国選弁護事件の手続期日等への出頭のための宿泊を兼ねるときは、遠距離接見等宿泊料は支給しない。

4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件

の手續期日への出席又は国選被害者参加事件の公判期日等への出席のための出張を兼ねるときは、本件の遠距離接見等交通費及び遠距離接見等宿泊料並びに他の事件の旅費及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 本件の遠距離接見等交通費及び他の事件の旅費 本件の遠距離接見等交通費及び他の事件の旅費の中で最も高額なものの額をそれぞれの事件に按分した額

二 本件の遠距離接見等宿泊料及び他の事件の宿泊料 本件の遠距離接見等宿泊料及び他の事件の宿泊料のうち1つをそれぞれの事件に按分した額

5 遠距離移動が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件の遠距離移動を兼ねるときは、本件の遠距離接見等交通費、他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費の額並びに本件の遠距離接見等宿泊料、他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 本件の遠距離接見等交通費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費 本件の遠距離接見等交通費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費の中で最も高額なものの額をそれぞれの事件に按分した額

二 本件の遠距離接見等宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料 本件の遠距離接見等宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料のうち1つをそれぞれの事件に按分した額

(手續期日等への出頭のための旅費、日当及び宿泊料)

第33条 一般国選弁護人契約弁護士が手續期日等に出頭するための出張をし、当該一般国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護人契約弁護士に旅費を支給する。

2 一般国選弁護人契約弁護士が手續期日等に出頭するための出張をし、出張の目的地への移動のみに要した日がある場合であって、当該一般国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護人契約弁

護士に日当を支給する。

- 3 一般国選弁護人契約弁護士が手続期日等に出頭するための出張をし、そのために宿泊を要した場合であって、当該一般国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護人契約弁護士に宿泊料を支給する。
- 4 第1項の旅費及び第3項の宿泊料の額の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 第2項の日当の額の算定については、民事訴訟費用等に関する法律第2条第4号の当事者等の日当の例による。
- 6 手続期日等への出頭のための出張が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加弁護事件の遠距離移動を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料の額並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費、遠距離打合せ・協議等交通費、遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬、遠距離打合せ・協議等加算報酬、遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。
 - 一 本件の旅費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費 本件の旅費並びに他の事件の遠距離接見等交通費、遠距離面会等交通費及び遠距離打合せ・協議等交通費のうち最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額
 - 二 本件の日当並びに他の事件の遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬 本件の日当並びに他の事件の遠距離接見等加算報酬、遠距離面会等加算報酬及び遠距離打合せ・協議等加算報酬のうち最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額
 - 三 本件の宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料 本件の宿泊料並びに他の事件の遠距離接見等宿泊料、遠距離面会等宿泊料及び遠距離打合せ・協議等宿泊料のうち1つをそれぞれの事件に按分した額
- 7 手続期日等への出頭のための出張が他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件の手続期日への出席又は国選被害者参加事件の公判期日等への出席のための出張を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料の額並びに他の事件の旅費、日当及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 本件の旅費及び他の事件の旅費 旅費の中で最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額

二 本件の日当及び宿泊料並びに他の事件の日当及び宿泊料 そのうち1つをそれぞれの事件に按分した額

(通訳人費用)

第34条 一般国選弁護士契約弁護士が、国選弁護人に選任された事件に関して、接見その他法廷外における弁護活動に通訳人を要し、当該一般国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護士契約弁護士に通訳人費用を支給する。

2 前項に規定する通訳人費用の額は、一般国選弁護士契約弁護士が現に通訳人に支払った額又は通訳人から請求されている額とする。

(訴訟準備費用)

第35条 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士が、選任に係る事件に関して、診断書の作成料、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会照会の手数料又は行政機関が発行する証明書の発行手数料(行政機関が保有すべき情報を法令に基づき提供する役務に係る手数料を含む。次項において同じ。)を支出し、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に、3万円を限度として、訴訟準備費用として、当該一般国選弁護士契約弁護士が現に支払った額を支給する。

2 被告人の国選弁護人に選任された一般国選弁護士契約弁護士が、選任に係る被告事件に関して、診断書の作成料、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会照会の手数料、行政機関が発行する証明書の発行手数料、謄写記録の送料(本則第33条第1項に規定する謄写記録の引継ぎを受けるのに要したものに限る。)又は判決書謄本の交付手数料を支出し、当該一般国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選弁護士契約弁護士に、3万円を限度として、訴訟準備費用として、当該一般国選弁護士契約弁護士が現に支払った額を支給する。

第7節 被疑者の国選弁護人及び第一審の国選弁護人の報酬及び費用の請求に関する特則

(この約款に定める請求がなかったときの報酬及び費用の算定等)

第36条 国選弁護人に選任された一般国選弁護人契約弁護士が、選任に係る被疑事件又は被告事件の報酬及び費用を請求しなかったときは、当該一般国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の算定については、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- 一 被疑者の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士 報酬及び費用は支給しない
- 二 一括国選弁護人契約弁護士が即決被告事件の国選弁護人に選任された場合で、選任に係る被告事件の全部又は一部の報酬及び費用を請求しなかった場合 報酬及び費用を請求しなかった事件について、算定基準第14条第1項又は第2項に規定する基礎報酬の額の50%の額の基礎報酬のみを支給し、費用は支給しない
- 三 前号の場合で、選任に係る即決被告事件の終結前に国選弁護人を解任された場合 報酬及び費用は支給しない
- 四 普通国選弁護人契約弁護士が即決被告事件の国選弁護人に選任された場合で、選任に係る被告事件の全部又は一部の報酬及び費用を請求しなかった場合 報酬及び費用を請求しなかった事件について、算定基準第14条第1項又は第2項に規定する基礎報酬の額の50%の額の基礎報酬のみを支給し、費用は支給しない
- 五 前号の場合で、即決被告事件の終結前に国選弁護人を解任された場合 報酬及び費用は支給しない
- 六 即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士 選任に係る被告事件が裁判員裁判事件以外の被告事件であるときは、選任に係る被告事件が公判前整理手続に付されなかった場合における算定基準別表A1に定める基礎報酬の額の50%の額の基礎報酬のみ、選任に係る被告事件が裁判員裁判事件であるときは、選任に係る事件に応じて同基準別表A2に定める基礎報酬の額の50%の額の基礎報酬のみとし、費用は支給しない
- 七 前号の場合で、選任に係る被告事件の第1回公判期日の前に国選弁護人を解任された場合、選任に係る被告事件の第1回公判期日の前に公訴棄却の判決若しくは決定があった場合、選任に係る被告事件の第1回公判期日の前に略式命令に対する正式裁判の請求が取り下げられた場合又は公判係属中に弁護人が辞任し若しくは国選弁護人が解任された即決被告事件以外の第一審の被告事件の国選弁護人に選任され、当該選任の時

点以後に選任に係る被告事件の実質公判期日がない場合 報酬及び費用は支給しない

- 2 本則第24条第7項に規定する一般国選弁護士契約弁護士に支給すべき報酬は基礎報酬のみ、費用は通訳人費用のみとし、当該基礎報酬の額は、選任に係る被疑事件の被疑者との接見状況に応じて、この算定基準により算定する。
- 3 本則第24条第8項に規定する一般国選弁護士契約弁護士に支給すべき報酬は基礎報酬のみ、費用は通訳人費用のみとし、当該基礎報酬の額は、選任に係る被告事件が係属した裁判所の種類及び当該被告事件の種類に応じて、公判前整理手続に付されないものとして（当該被告事件が裁判員裁判事件である場合は公判前整理手続の回数が1回として）算定する。

第3章 控訴審の国選弁護人の報酬及び費用

（報酬及び費用の種類）

第37条 控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護士契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、③（2）、（4）、⑥、ウ及びエ
- 二 費用 算定基準第9条第2号
（基礎報酬）

第38条 控訴審の被告事件に選任された普通国選弁護士契約弁護士が控訴趣意書、答弁書又は弁論内容を記載した書面（以下「控訴趣意書等」という。）を提出したときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に基礎報酬を支給する。

- 2 前項の基礎報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。
 - 一 原審が即決被告事件である場合 4万円
 - 二 原審が簡易裁判所の事件（前号に掲げる事件を除く。）である場合 5万円
 - 三 原審が地方裁判所又は家庭裁判所の事件（第1号に掲げる事件を除く。）である場合 6万円
- 3 第1項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合であって、普通国選弁護士契約弁護士から申出があるときは、前項の規定にかかわら

ず、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、同項各号に定める額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）を加算した額とする。

- 一 控訴審において、公訴事実を争い、又は刑事訴訟法第335条第2項の事実を主張するとき（少年法第55条に基づく家庭裁判所への移送を主張するときを含む。） 前項各号に定める額の10%の額
- 二 原審が裁判員裁判事件であるとき 前項各号に定める額の50%の額
- 三 検察官が控訴した事件（当事者双方が控訴した場合を含む。）であるとき 前項各号に定める額の50%の額

（控訴審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が原審の国選弁護士を務めていなかった場合の基礎報酬の算定の特則）

第39条 控訴審の被告事件の国選弁護士を務めた普通国選弁護士契約弁護士が、当該被告事件の被告人の原審の被告事件の国選弁護士を務めていなかったときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき控訴審の被告事件の国選弁護士としての基礎報酬の額は、前条第2項各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額に1万7000円を加えた額とする。

（一定の事由がある場合の基礎報酬の算定に関する特則）

第40条 控訴審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士に、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、算定基準第38条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、同条第2項各号に掲げる基礎報酬（前条の規定が適用される場合には適用後の額）の50%の額とし、重大案件加算報酬及び特別案件加算報酬は支給しない。

- 一 原審の記録の閲覧等（原審の記録を閲覧若しくは謄写し、又は原審の弁護士から原審の記録を謄写したものの引継ぎを受けることをいう。以下同じ。）を行うことなく控訴趣意書等を作成したとき。
- 二 被告人と接見、電話交通及び打合せを行うことなく控訴趣意書等を作成したとき（普通国選弁護士契約弁護士が被告人に対して接見又は打合せの申入れをし、当該普通国選弁護士契約弁護士の責めに帰することのできない事由により接見、電話交通及び打合せをするに至らなかったときを除く。）。

（控訴の取下げ等の場合の基礎報酬）

第41条 控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が控訴趣意書等を提出する前に、国選弁護人を解任されたとき、選任に係る控訴審の被告事件に公訴棄却の判決若しくは決定があつたとき若しくは控訴が取り下げられたとき、又は弁護人が控訴趣意書等を提出した後に解任された控訴審の被告事件の国選弁護人に選任されたときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に基礎報酬を支給する。

2 前項の基礎報酬の額は、算定基準別表A4に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表に定める額とする。

3 第1項の場合において、算定基準第38条第3項各号のいずれかに該当する場合であつて、普通国選弁護人契約弁護士から申出があるときは、前項の規定にかかわらず、同条第3項の規定を準用する。この場合において、同項に「同項各号」及び「前項各号」とあるのは、「算定基準別表A4に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表」と読み替えるものとする。

（控訴審公判加算報酬）

第42条 控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が選任に係る被告事件の実質公判期日又は判決宣告期日等に出頭したときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に控訴審公判加算報酬を支給する。

2 前項の控訴審公判加算報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 実質公判期日に対する加算報酬 開廷日ごとに、立会時間に応じて算定基準別表C5に定める額

二 判決宣告期日等に対する加算報酬 出頭した期日の回数×3000円
（重大案件加算報酬）

第43条 普通国選弁護人契約弁護士が、算定基準第28条第1項に規定する被告事件の控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された場合であつて、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき通常報酬の額と同額の重大案件加算報酬を支給する。

（特別成果加算報酬）

第44条 第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が算定基準第30条第2項、第4項又は第5項に規定する特別成果

加算報酬の支給を受けていたときは、当該被告事件の控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士には、同一の事由による特別成果加算報酬は支給しない。

- 2 刑事訴訟法第397条第2項の規定により原判決が破棄されたときは、前項の規定にかかわらず、当該被告事件の控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士に、同一の事由による特別成果加算報酬を支給する。

（合意制度加算報酬）

第44条の2 刑事訴訟法第350条の2第2項に規定する特定犯罪に係る事件の第一審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、当該事件について算定基準第29条の2第1項に規定する協議加算報酬の支給を受けた場合であって、当該事件の控訴審の被告事件の国選弁護人に選任されたときは、重ねて協議加算報酬は支給しない。

（費用）

第45条 控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が控訴趣意書等を提出する前に、国選弁護人を解任されたとき、選任に係る控訴審の被告事件に公訴棄却の判決若しくは決定があったとき又は控訴が取り下げられたときは、算定基準第31条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該普通国選弁護人契約弁護士に、当該普通国選弁護人契約弁護士が謄写した記録の謄写枚数の全部について、謄写枚数1枚当たり20円（普通国選弁護人契約弁護士が記録謄写のために謄写枚数1枚につき20円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数1枚につき、40円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額）の記録謄写費用を支給する。

- 2 控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が、控訴が取り下げられた事実を知らなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該普通国選弁護人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該事実を知らずにした活動を原因とするものに限り、この約款に定める費用を支給する。

（この約款に定める請求がなかったときの報酬及び費用の算定）

第46条 控訴審の被告事件に選任された国選弁護人が、選任に係る被告事件の報酬及び費用を請求しなかったときは、報酬及び費用は支給しない。

（準用規定）

第47条 前章の簡易裁判所以外の裁判所の第一審の被告事件（即決被告事件及び裁判員裁判事件を除く。）の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用に関する規定（算定基準第16条を除く。）は、この章に特別の定めがあるものを除いて、その性質に反しない限り、控訴審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用の額の算定についてこれを準用する。この場合において、同基準第31条第4項第2号に「法定刑に死刑の定めがある罪に係る」とあるのは「原判決の宣告刑が死刑又は無期拘禁刑の」と、同基準第36条第3項に「選任に係る被告事件が係属した裁判所の種類及び当該被告事件の種類に応じて、公判前整理手続に付されないものとして（当該被告事件が裁判員裁判事件である場合は公判前整理手続の回数が1回として）」とあるのは「算定基準第38条第2項及び同基準第39条の定めるところにより」と読み替えるものとする。

第4章 上告審等の国選弁護人の報酬及び費用の算定基準

（報酬及び費用の種類）

第48条 上告審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士の報酬及び費用は、次の各号に掲げるものとする。

一 報酬 算定基準第9条第1号ア①、③（2）、（4）、⑥、ウ、エ①、③（同基準第30条第2項及び第3項に規定するものに限る。）及び④

二 費用 算定基準第9条第2号

（基礎報酬）

第49条 上告審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が上告趣意書、答弁書又は弁論内容を記載した書面（以下「上告趣意書等」という。）を提出したときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額の基礎報酬を支給する。

一 第一審の事件が即決被告事件である場合 4万円

二 第一審の事件が簡易裁判所の事件（即決被告事件を除く。）の場合 5万円

三 第一審の事件が前2号に掲げる事件以外の事件の場合 6万円

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合であって、普

通国選弁護士契約弁護士から申出があるときは、同項の規定にかかわらず、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、同項各号に定める額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額（次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額）を加算した額とする。

- 一 上告審において、公訴事実を争い、又は刑事訴訟法第 335 条第 2 項の事実を主張するとき（少年法第 55 条に基づく家庭裁判所への移送を主張するときを含む。） 前項各号に定める額の 10% の額
- 二 第一審が裁判員裁判事件であるとき 前項各号に定める額の 50% の額
- 三 検察官が上告した事件（当事者双方が上告した場合を含む。）であるとき 前項各号に定める額の 50% の額
（上告審公判加算報酬）

第 50 条 上告審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が選任に係る被告事件の実質公判期日に出頭したときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に、開廷日ごとに、立会時間に応じて算定基準別表 C6 に定める額の上告審公判加算報酬を支給する。

（重大案件加算報酬）

第 51 条 普通国選弁護士契約弁護士が、算定基準第 28 条第 1 項に規定する被告事件の上告審の被告事件の国選弁護士に選任され、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき通常報酬の額と同額の重大案件加算報酬を支給する。

（特別成果加算報酬）

第 52 条 第一審又は控訴審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が算定基準第 30 条第 2 項に規定する特別成果加算報酬の支給を受けていたときは、当該被告事件の上告審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士には、同一の事由による特別成果加算報酬は支給しない。

（合意制度加算報酬）

第 52 条の 2 刑事訴訟法第 350 条の 2 第 2 項に規定する特定犯罪に係る事件の第一審又は控訴審の被告事件の国選弁護士に選任された普通国選弁護士契約弁護士が、当該事件について算定基準第 29 条の 2 第 1 項に規定する協議加算報酬の支給を受けた場合であって、当該事件の上告審の被告

事件の国選弁護人に選任されたときは、重ねて協議加算報酬は支給しない。

（基礎報酬の算定に関する特則）

第53条 上告審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士に、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、当該普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、算定基準第49条第1項各号に掲げる基礎報酬の額の50%の額とし、重大案件加算報酬は支給しない。

一 原審の記録の閲覧等を行うことなく上告趣意書等を作成したとき

二 被告人と連絡をとることなく上告趣意書等を作成したとき

（準用規定）

第54条 第3章の規定は、この章に特別の定めのある場合を除いて、その性質に反しない限り、上告審の被告事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の額の算定についてこれを準用する。この場合において、算定基準第41条第3項に「第38条第3項各号」とあるのは「第49条第2項各号」と、「同条第3項」とあるのは「同条第2項」と、同基準第47条に「原判決の宣告刑」とあるのは「原審の判決の内容」と読み替えるものとする。

（再審事件の国選弁護人）

第55条 再審の事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用については、当該事件の審級、当該事件が係属する裁判所、当該事件の種類、当該事件が公判前整理手続又は期日間整理手続に付されたか否かに応じて、第2章からこの章までに定めるところにより算定する。

以上

別表A1

選任に係る被告事件の種類		公判前整理手続の有無	基礎報酬の額
簡易裁判所の第一審の被告事件		無し	¥66,000
		有り	¥70,000
地方裁判所及び家庭裁判所の第一審の被告事件	単独事件	無し	¥77,000
		有り	¥80,000
	通常合議事件	無し	¥88,000
		有り	¥90,000
	重大合議事件	無し	¥99,000
		有り	¥100,000
高等裁判所事件			事件の種類(通常合議事件又は重大合議事件)及び公判前整理手続の有無に応じて、地方裁判所の第一審の被告事件の基礎報酬の額に準じた額

別表A 2

	公判前整理手続期日の回数			
国選弁護人の数	1回以上4回以下 (段階1)	5回以上7回以下 (段階2)	8回以上10回以下 (段階3)	11回以上 (段階4)
複数	¥190,000	¥240,000	¥300,000	¥400,000
単独	¥240,000	¥300,000	¥380,000	¥500,000

公判前整理手続の回数が4回以下で、裁判官1人、裁判員4人の合議体で審理された被告事件については、国選弁護人の数及び公判期日の日数に関わらず、基礎報酬の額は170,000円とする。

段階2及び3の事件の公判期日の日数が2日以下であるとき又は段階4の事件の公判期日の日数が3日以下であるときは、報酬の額は、それぞれ段階を1下げた場合に支給すべき報酬の額とする。

別表A3

番号	活動内容	基礎報酬の額
1	被告人と接見、電話交通若しくは打合せをし、又は選任に係る被告事件の記録の閲覧若しくは謄写したとき	¥9,000
2	番号1の活動内容の欄に掲げる活動をしなかった場合であって、被告人に対し接見若しくは打合せの申し入れをし、又は裁判所に選任に係る被告事件に関して意見書その他の書面を提出したとき	¥5,000

別表A4

番号	活動内容	基礎報酬の額
1	被告人との接見、電話交通又は打合せを行ったとき	¥9,000
2	選任に係る被告事件の記録の閲覧又は謄写を行ったとき	¥6,000
3	選任に係る被告事件の記録の閲覧又は謄写を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥16,000
4	被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る被告事件の記録の閲覧又は謄写を行ったとき	¥15,000
5	被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る被告事件の記録の閲覧又は謄写を行った上、当該記録を十分に検討したとき	¥25,000
6	被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る被告事件の記録の閲覧又は謄写を行った上、当該記録を十分に検討し、裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をしたとき	¥30,000

※ 普通国選弁護士契約弁護士が、被告人に接見若しくは打合せの申し入れをし、当該普通国選弁護士契約弁護士の責めに帰することのできない事由により被告人と接見、電話交通及び打合せをすることができなかった場合又は被告人と接見、電話交通及び打合せをせず、裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をした場合であって、当該普通国選弁護士契約弁護士からその旨申出があるときは、当該普通国選弁護士契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、その活動内容に応じて、番号1、4、5又は6に準じて、当該各番号の欄の基礎報酬の額から4,000円を減じた額とする。

別表B1

被疑者弁護期間	基準接見回数
0日を超え5日未満	1回
5日以上9日未満	2回
9日以上13日未満	3回
13日以上17日未満	4回
17日以上20日以下	5回
21日以上25日以下	6回

別表B2

接見等合計ポイントから基準接見回数に1を乗じた数を控除して得た数(ただし、弁護期間の日数に1を乗じた数から基準接見回数に1を乗じた数を控除して得た数を上限とする。)	被疑者の国選弁護人の多数回接見加算報酬の額
0.5	¥5,000
1	¥10,000
1.5	¥13,000
2	¥16,000
2を超える数	超える部分につき、接見等合計ポイントが0.5増えるごとに¥2,000 (ただし、9を超える部分については、接見等合計ポイントが0.5増えるごとに¥1,500)

別表C

第一審の被告事件が係属する裁判所	被告事件の種類	整理手続に付されたか否かの別	公判加算報酬の額を定める別表
簡易裁判所		公判前整理手続及び期日間整理手続に付されていない被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続前の実質公判期日	C1
		公判前整理手続に付された被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続後の実質公判期日	D1
地方裁判所及び家庭裁判所	単独事件	公判前整理手続及び期日間整理手続に付されていない被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続前の実質公判期日	C2
		公判前整理手続に付された被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続後の実質公判期日	D2
	通常合議事件	公判前整理手続及び期日間整理手続に付されていない被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続前の実質公判期日	C3
		公判前整理手続に付された被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続後の実質公判期日	D3
	重大合議事件	公判前整理手続及び期日間整理手続に付されていない被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続前の実質公判期日	C4
		公判前整理手続に付された被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続後の実質公判期日	D4
	裁判員裁判事件		E
高等裁判所		公判前整理手続及び期日間整理手続に付されていない被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続前の実質公判期日	被告事件の種類(通常合議事件、重大合議事件の別)に応じて、C3又はC4
		公判前整理手続に付された被告事件の実質公判期日又は期日間整理手続に付された被告事件の期日間整理手続後の実質公判期日	被告事件の種類(通常合議事件、重大合議事件の別)に応じて、D3又はD4

別表C1

立会時間	1回目の実 質公判期日 の報酬額	2回目以降の 実質公判期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥5,600
45分以上1時間30分未満	¥5,600	¥7,700
1時間30分以上2時間30分未満	¥7,700	¥12,600
2時間30分以上3時間30分未満	¥12,600	¥18,600
3時間30分以上4時間30分未満	¥18,600	¥26,400
4時間30分以上5時間30分未満	¥26,400	¥36,900
5時間30分以上	¥36,900	¥42,900

別表C2

立会時間	1回目の実 質公判期日 の報酬額	2回目以降の 実質公判期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥5,800
45分以上1時間30分未満	¥5,800	¥8,200
1時間30分以上2時間30分未満	¥8,200	¥13,600
2時間30分以上3時間30分未満	¥13,600	¥20,500
3時間30分以上4時間30分未満	¥20,500	¥29,100
4時間30分以上5時間30分未満	¥29,100	¥40,600
5時間30分以上	¥40,600	¥47,400

別表C3

立会時間	1回目の実 質公判期日 の報酬額	2回目以降の 実質公判期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥6,000
45分以上1時間30分未満	¥6,000	¥8,700
1時間30分以上2時間30分未満	¥8,700	¥14,700
2時間30分以上3時間30分未満	¥14,700	¥22,300
3時間30分以上4時間30分未満	¥22,300	¥31,800
4時間30分以上5時間30分未満	¥31,800	¥44,400
5時間30分以上	¥44,400	¥52,000

別表C4

立会時間	1回目の実 質公判期日 の報酬額	2回目以降の 実質公判期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥6,200
45分以上1時間30分未満	¥6,200	¥9,100
1時間30分以上2時間30分未満	¥9,100	¥15,800
2時間30分以上3時間30分未満	¥15,800	¥24,100
3時間30分以上4時間30分未満	¥24,100	¥34,500
4時間30分以上5時間30分未満	¥34,500	¥48,200
5時間30分以上	¥48,200	¥56,500

別表C5

立会時間	報酬額
45分未満	¥7,500
45分以上1時間30分未満	¥12,300
1時間30分以上2時間30分未満	¥23,200
2時間30分以上3時間30分未満	¥36,800
3時間30分以上4時間30分未満	¥53,600
4時間30分以上5時間30分未満	¥74,700
5時間30分以上	¥88,300

別表C6

立会時間	報酬額
45分未満	¥7,900
45分以上1時間30分未満	¥13,200
1時間30分以上2時間30分未満	¥25,300
2時間30分以上3時間30分未満	¥40,400
3時間30分以上4時間30分未満	¥59,000
4時間30分以上5時間30分未満	¥82,200
5時間30分以上	¥97,400

別表D1

立会時間	1回目の実 質公判期日 の報酬額	2回目以降の 実質公判期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥6,200
45分以上1時間30分未満	¥6,200	¥9,100
1時間30分以上2時間30分未満	¥9,100	¥15,800
2時間30分以上3時間30分未満	¥15,800	¥24,100
3時間30分以上4時間30分未満	¥24,100	¥34,500
4時間30分以上5時間30分未満	¥34,500	¥48,200
5時間30分以上	¥48,200	¥56,500

別表D2

立会時間	1回目の実 質公判期日 の報酬額	2回目以降の 実質公判期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥6,400
45分以上1時間30分未満	¥6,400	¥9,600
1時間30分以上2時間30分未満	¥9,600	¥16,800
2時間30分以上3時間30分未満	¥16,800	¥25,900
3時間30分以上4時間30分未満	¥25,900	¥37,200
4時間30分以上5時間30分未満	¥37,200	¥52,000
5時間30分以上	¥52,000	¥61,100

別表D3

立会時間	1回目の実 質公判期日 の報酬額	2回目以降の 実質公判期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥7,500
45分以上1時間30分未満	¥7,500	¥12,300
1時間30分以上2時間30分未満	¥12,300	¥23,200
2時間30分以上3時間30分未満	¥23,200	¥36,800
3時間30分以上4時間30分未満	¥36,800	¥53,600
4時間30分以上5時間30分未満	¥53,600	¥74,700
5時間30分以上	¥74,700	¥88,300

別表D4

立会時間	1回目の実 質公判期日 の報酬額	2回目以降の 実質公判期 日の報酬額
45分未満	¥0	¥7,900
45分以上1時間30分未満	¥7,900	¥13,200
1時間30分以上2時間30分未満	¥13,200	¥25,300
2時間30分以上3時間30分未満	¥25,300	¥40,400
3時間30分以上4時間30分未満	¥40,400	¥59,000
4時間30分以上5時間30分未満	¥59,000	¥82,200
5時間30分以上	¥82,200	¥97,400

別表E

立会時間	公判前整理手続の回数							
	4回以下 (段階1)		5回以上7回以下 (段階2)		8回以上10回以下 (段階3)		11回以上 (段階4)	
	実質公判期 日の回数	実質公判期 日の回数	実質公判期 日の回数	実質公判期 日の回数	実質公判期 日の回数	実質公判期 日の回数	実質公判期 日の回数	実質公判期 日の回数
	1回目	2回目以降	1回目	2回目以降	1回目	2回目以降	1回目	2回目以降
45分未満	¥0	¥7,900	¥0	¥8,690	¥0	¥9,875	¥0	¥11,850
45分以上1時間30分未満	¥7,900	¥13,200	¥8,690	¥14,520	¥9,875	¥16,500	¥11,850	¥19,800
1時間30分以上2時間30分未満	¥13,200	¥25,300	¥14,520	¥27,830	¥16,500	¥31,625	¥19,800	¥37,950
2時間30分以上3時間30分未満	¥25,300	¥40,400	¥27,830	¥44,440	¥31,625	¥50,500	¥37,950	¥60,600
3時間30分以上4時間30分未満	¥40,400	¥59,000	¥44,440	¥64,900	¥50,500	¥73,750	¥60,600	¥88,500
4時間30分以上5時間30分未満	¥59,000	¥82,200	¥64,900	¥90,420	¥73,750	¥102,750	¥88,500	¥123,300
5時間30分以上	¥82,200	¥97,400	¥90,420	¥107,140	¥102,750	¥121,750	¥123,300	¥146,100

※ 段階2及び3の事件の公判期日の日数が2日以下であるとき又は段階4の事件の公判期日の日数が3日以下であるときは、報酬の額は、それぞれ段階を1下げた場合に支給すべき報酬の額とする。

別表F

選任に係る被告事件の種類		整理手続期日に対する加算報酬の額
簡易裁判所の被告事件		¥8,300
簡易裁判所以外の 裁判所の被告事件	単独事件	¥8,700
	通常合議事件	¥10,900
	重大合議事件	¥11,700
	裁判員裁判事件	¥21,000

別表G1

番号	活動内容	成果	特別成果加算報酬の額		
1	勾留決定に対する準抗告の申立て	勾留決定の取消し、勾留請求の却下及び被疑者の釈放	¥50,000		
1-2	勾留期間延長決定に対する準抗告の申立て	勾留期間延長決定の取消し、勾留期間延長請求の却下及び被疑者の釈放	¥50,000		
2	勾留取消しの申立て	勾留の取消し及び被疑者の釈放	¥50,000		
3	被疑事実に係る被害者等からの減刑嘆願書の取得、当該被害者等に対する損害賠償又は当該被害者等との和解契約の締結に向けた交渉その他の活動	被疑事実に係る被害に関して、被害者等からの減刑嘆願書の取得	A	1人目の被害者との間で、左の成果をあげたとき、右の額を加算	¥5,000
			B	2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算	¥500
4		被疑事実に係る被害に関して、被害者等が被ったすべての損害の50%相当額以上の損害の賠償	A	1人目の被害者との間で、左の成果をあげたとき、右の額を加算	¥10,000
			B	2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算	¥1,000
5		被疑事実に係る被害に関して、被害者等が被ったすべての損害の100%相当額以上の損害の賠償	A	1人目の被害者との間で、左の成果をあげたとき、右の額を加算	¥20,000
			B	2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算	¥2,000
6		被疑事実に係る被害に関して、被害者等が被ったすべての損害について、被害者等との間での和解契約の成立	A	1人目の被害者との間で、左の成果をあげたとき、右の額を加算	¥30,000
			B	2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算	¥3,000

※ 番号1、1-2又は2の活動内容に掲げる活動をし、当該活動に対する特別成果加算報酬（以下この表において「身柄釈放加算報酬」という。）が支給され、かつ、番号3から6までの活動内容に掲げる活動をし、当該活動に対する特別成果加算報酬（以下この表において「被疑者段階の示談等加算報酬」という。）が支給される場合は、身柄釈放加算報酬の額と被疑者段階の示談等加算報酬の額のうち、いずれか高いもののみを支給する。

※ 番号3から6までについて、被害者1人について、これらが掲げる成果のうちの複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いもののみを支給する。

※ 複数の被害者について、番号3から6までに掲げる複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いものを1人目の被害者としてA欄の特別成果加算報酬の額を加算し、2人目以降の被害者に係る成果はその番号に応じてB欄の特別成果加算報酬の額を順次加算する方法により、特別成果加算報酬の額を算定する。

別表G2

番号	成果	特別成果加算報酬の割合
1	判決主文において公訴事実の全部について無罪が言い渡されたとき	100%
2	判決主文において公訴事実の一部について無罪が言い渡されたとき	50%
2-2	少年法第55条に基づく家庭裁判所への移送決定がされたとき	
3	法定刑に死刑がある罪に係る公訴事実に対して、判決で法定刑に死刑がない罪に係る犯罪事実が認定されたとき	30%
3-2	法定刑が死刑又は無期拘禁刑のみである罪に係る公訴事実に対して、判決で、それ以外の罪に係る犯罪事実が認定されたとき	
4	法定刑に死刑又は無期若しくは短期1年以上の拘禁刑の定めがある罪に係る公訴事実に対して、判決で、それ以外の罪に係る犯罪事実が認定されたとき	
5	判決で、刑の減軽又は免除の理由となる事実を認定し、かつ、刑の免除又は法令の適用において刑の減軽がされたとき	

※ 番号3から5までについては、番号1、2又は2-2に掲げる成果をあげ、当該成果に対する特別成果加算報酬が支給される場合を除く。

※ 番号3から5までに掲げる複数の成果をあげたときは、いずれか一つの成果に対する特別成果加算報酬のみを支給する。

※ 番号1については50万円、番号2及び2-2については30万円、番号3から5までについては20万円を限度額とする。

別表G3

番号	成果	特別成果加算報酬の額		
1	判決の罪となるべき事実に摘示された被害に関し、被害者等から減刑嘆願書を得た場合又は公判手続において被害者等から減刑嘆願証言を得た場合	A	1人目の被害者との間で、左の成果をあげたとき、右の額を加算	¥5,000
		B	2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算	¥500
2	判決の罪となるべき事実に摘示された被害に関し、被害者等が被ったすべての損害の50%相当額以上について損害賠償をした場合	A	1人目の被害者との間で、左の成果をあげたとき、右の額を加算	¥10,000
		B	2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算	¥1,000
3	判決の罪となるべき事実に摘示された被害に関し、被害者等が被ったすべての損害の100%相当額以上について損害賠償をした場合	A	1人目の被害者との間で、左の成果をあげたとき、右の額を加算	¥20,000
		B	2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算	¥2,000
4	被害者等との間で、判決の罪となるべき事実に摘示された被害に関し、被害者等が被ったすべての損害について、和解契約を成立させた場合	A	1人目の被害者との間で、左の成果をあげたとき、右の額を加算	¥30,000
		B	2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算	¥3,000

※ 被害者1人について、番号1から4までに掲げる成果のうちの複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いもののみを支給する。

※ 複数の被害者について、番号1から4までに掲げる複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いものを1人目の被害者としてA欄の特別成果加算報酬の額を加算し、2人目以降の被害者に係る成果はその番号に応じてB欄の特別成果加算報酬の額を順次加算する方法により、特別成果加算報酬の額を算定する。